

介護保険保険料減免取扱要領

平成12年8月7日 保健福祉局長制定
令和7年9月25日 最終改正

1 生活困窮者減免	p. 2
1-1 減免対象者	p. 3
1-2 減免額	p. 4
1-3 世帯	p. 5
1-4 年間	p. 6
1-5 収入	p. 7
1-5-1 収入金額の算定 … 前年収入による場合	p. 8
1-5-2 収入金額の算定 … 当年収入による場合	p. 10
1-6 扶養要件	p. 15
1-7 準要保護者要件	p. 18
2 所得激減減免	p. 20
2-1 減免対象者	p. 21
2-2 減免額	p. 22
2-3 生計維持者	p. 24
2-4 特別事情	p. 25
2-4-1 収用減免	p. 26
2-5 世帯	p. 30
2-6 当年所得	p. 31
2-7 前年所得	p. 35
2-8 所得要件	p. 36
2-9 賦課段階下落要件	p. 37
3 法第63条適用者減免	p. 39
3-1 減免対象者	p. 40
3-2 減免額	p. 40
4 制度的無年金者（神戸市在日外国人等福祉給付金受給者）減免	
4-1 減免対象者	p. 41
4-2 減免額	p. 41
4-3 申請に関する特例取扱い	p. 41
5 災害減免	p. 42
5-1 減免対象者	p. 43
5-2 減免額	p. 44
5-3 災害	p. 45
5-4 財産	p. 46
5-5 損害	p. 47
5-6 世帯	p. 49
5-7 前年所得	p. 50
6 減免の手続	
6-1 申請書の交付	p. 51
6-2 申請書の作成	p. 52
6-3 申請書の提出	p. 53
6-4 申請期限	p. 54
6-5 申請期限の延長	p. 55
6-6 遡及適用と還付	p. 57
6-7 審査および決議処理	p. 58
6-8 減免の取消し	p. 59
7 その他共通事項	
7-1 減免事由が重複した場合の取扱い	p. 60
7-2 区間異動時の処理	p. 62
8 参考資料	
8-1 簡易給与所得表	p. 63
8-2 年金控除額	p. 72

1 生活困窮者減免

根拠規定 神戸市介護保険条例 第23条3号

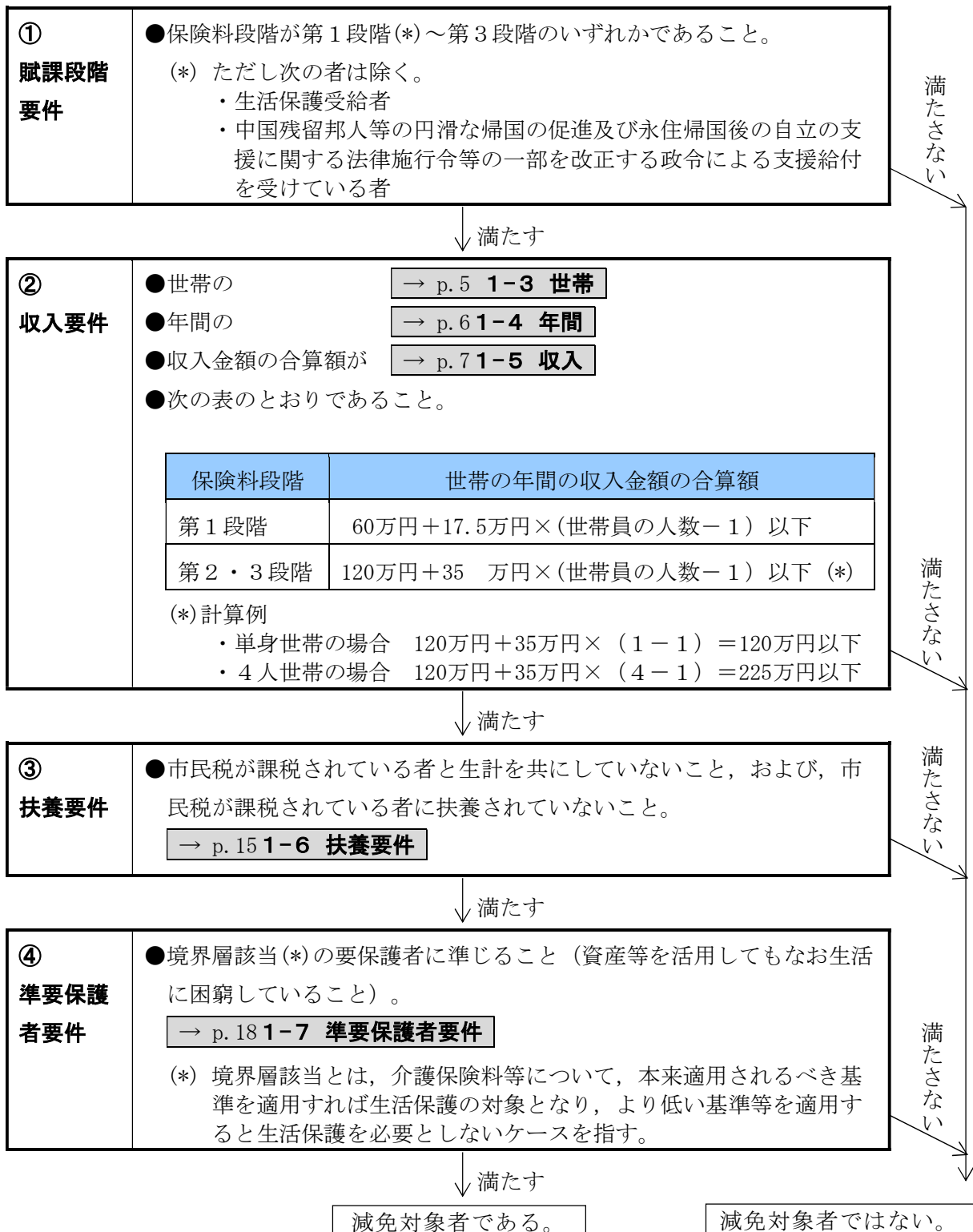
神戸市介護保険条例施行規則 第33条第1号ア、イ、ウ(ア)(イ)、第34条第5項

減免申請書（様式第1号の2）と要件との対照図

[illegible]

1-1 減免対象者

次の①～④の要件をすべて満たす者。



1-2 減免額

(1) 減免対象の保険料

場 合	減免対象の保険料
原則（下記の場合を除く。）	年度の保険料
扶養要件 → p. 3 ③ または準要保護者要件 → p. 3 ④ を、保険料賦課の基準日(*)以降に満たすようになった場合 (保険料賦課の基準日(*)においては扶養されていたまたは基準以上の資産があった者が、年度途中から扶養されなくなった → p. 17 (4) または資産が基準以下になった → p. 19 (4) ことが認められた場合等)	年度の保険料のうち、判定基準を満たすようになった日の属する月からの月割分

- ・収入要件 → p. 3 ② については、年間ベースでの判断となるため、年度途中から要件を満たす（または満たさなくなった）ということは起こらない。

(*) 保険料賦課の基準日とは

- ・当該年度の4月1日（＝賦課期日）のこと。
- ・ただし年度途中で本市の第1号被保険者になった場合は、その日（＝資格取得日）のこと。

(2) 減免額

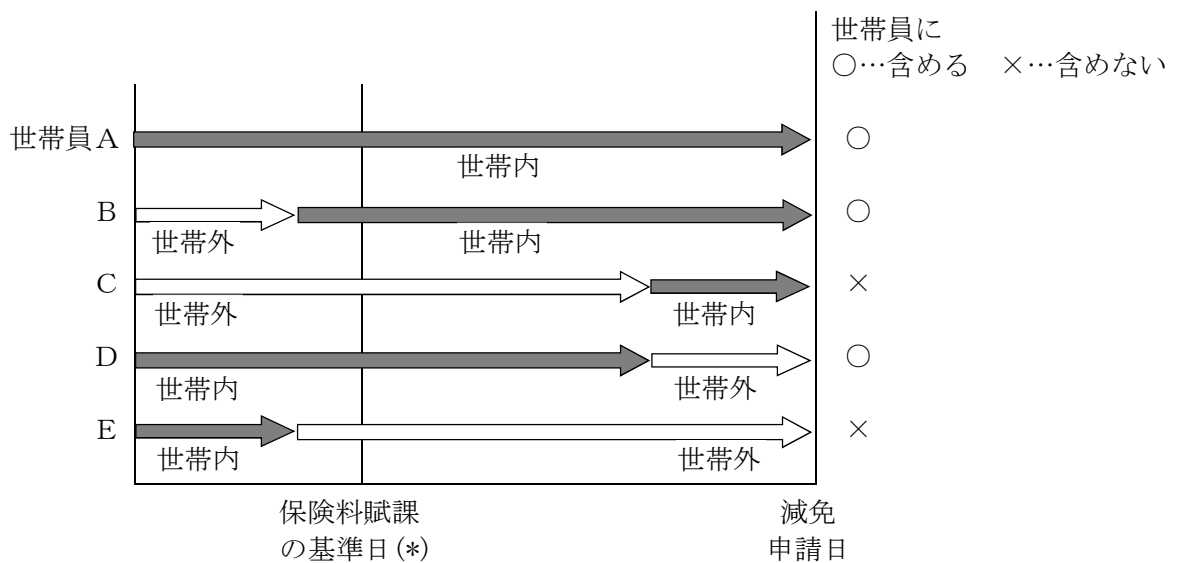
保険料段階	世帯の年間の収入金額の合算額	減免内容
第1段階 (基準額×0.25)	60万円＋ 17.5万円×(世帯員の人数－1) 以下	第1段階の保険料の半額相当に減額 ※通称「新困窮減免」という。
第2段階 (基準額×0.45)		
第3段階 (基準額×0.7)		
第2段階 (基準額×0.45)	120万円＋ 35 万円×(世帯員の人数－1) 以下	第1段階の保険料の相当額に減免
第3段階 (基準額×0.7)		

1-3 世帯

← p. 3 ② 収入要件

- ・減免申請者の属する世帯の、すべての世帯員のことである。
- ・上記「世帯員」とは、本来保険料算定の際の世帯員（世帯主を含む）と同じである。すなわち、
 - ・保険料賦課の基準日(*)時点において、
 - ・住民基本台帳上、減免申請者と同一世帯に属する者
 である。

したがって、保険料賦課の基準日より後に世帯から転出したり死亡したりした者があっても、当該転出者・死亡者の年間収入は収入要件の算定に含める。

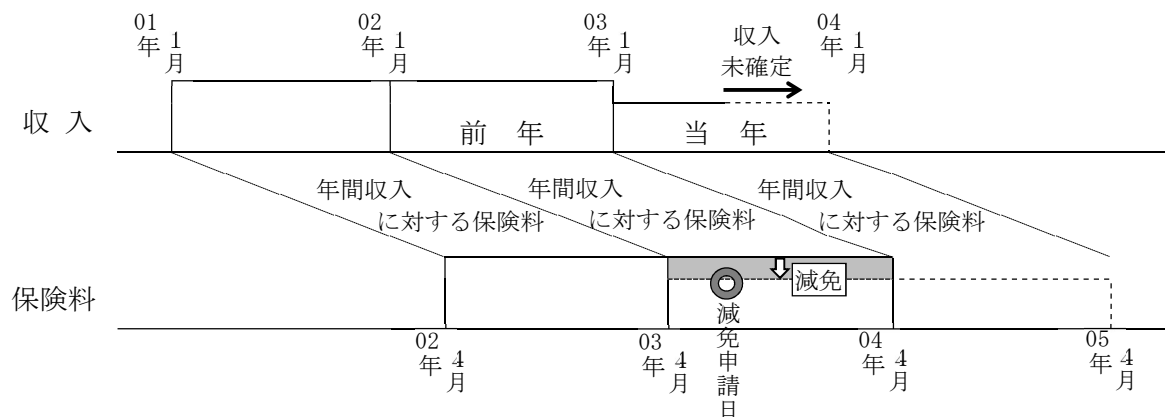


(*) 保険料賦課の基準日とは → p. 4の(*)

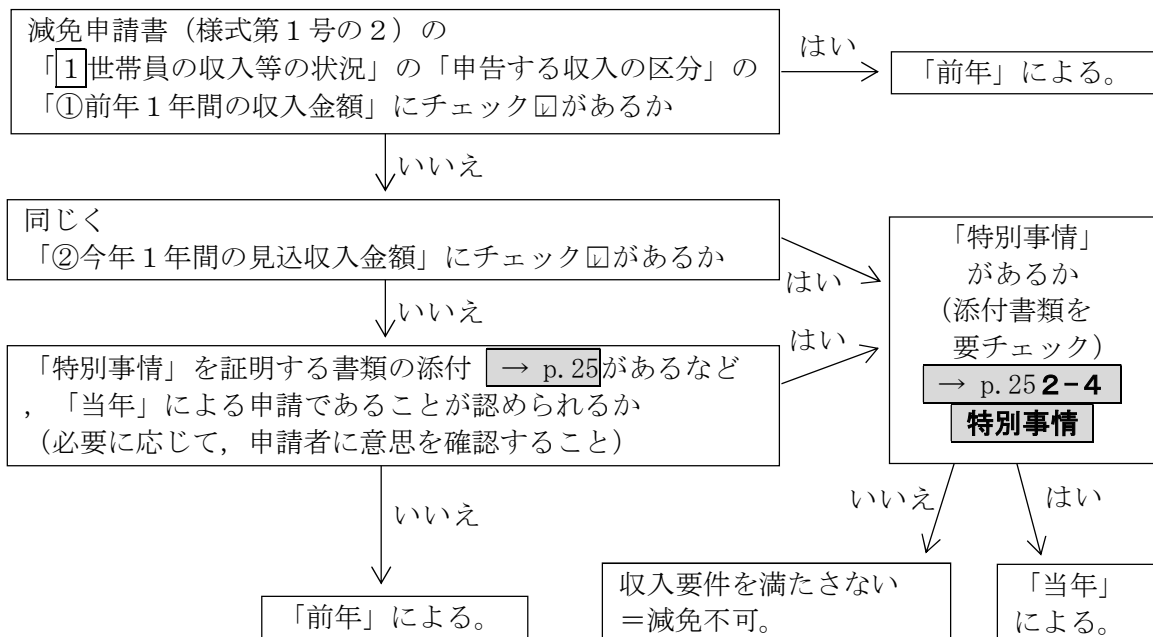
1-4 年間

← p. 5② 収入要件

- ・年度（4～3月）ではなく暦年（1～12月）である。
- ・考え方の原則としては、減免申請日が属する年度の4月1日の「前年」である。
- ・ただし、世帯員に「特別事情」→ p. 25 2-4 特別事情が生じたことにより、減免申請日が属する年度の4月1日が属する年＝「当年」の年間収入見込額が、「前年」の年間収入より減少していると認められる場合は、「当年」によることも可能である。
減免申請日以後の収入は未確定であるため、「当年」の年間収入が収入要件→ p. 3 ②を満たすかどうかは、減免申請日時点では厳密には未確定である。それにもかかわらず減免を認めるのは、「特別事情」があるからこそである。「特別事情」がなければ、「当年」の年間収入見込額を根拠に収入要件を判定することは認められない。



- ・「前年」と「当年」のいずれによるかは、「特別事情」を職権で探知して判断するのではなく、もっぱら申請者の申請意思により判断する。ただし申請者の申請意思が「当年」である場合は、「特別事情」の有無の認定を、申請者に必要書類を提出させることにより行うこと。



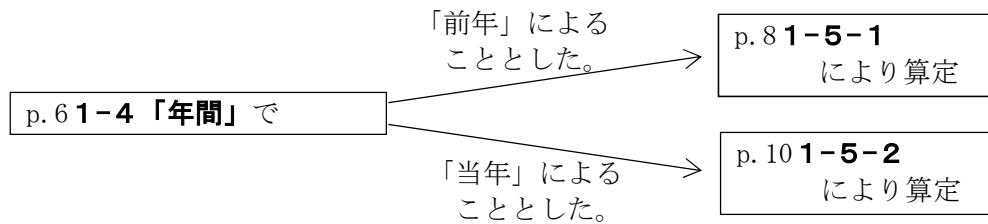
1-5 収入

← p. 3 ② 収入要件

- ・ここでいう収入とは、市民税の課税対象となる収入はもちろん、障害年金等の非課税年金など税法上の非課税所得に係る収入、仕送り、さらに生活保護の要否判定において収入認定しない収入（公害健康被害補償等）も含め、その者に帰属するあらゆる種類の収入をいう。

ただし、近年のエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者への支援を行うために国において予算措置された給付金等については、収入に含めない。

- ・収入金額の算定方法は次のとおり。



1-5-1 収入金額の算定 … 前年収入による場合

← p.7 1-5 収入

前年収入金額 = 以下の(1) + (2) + (3) + (4)

(1) 税申告対象所得に係る収入（事業収入・不動産収入 等）

前年分の所得について所得税確定申告書または市民税申告書を提出した者については、次のとおり算定する。

なお、譲渡所得その他の一時的な所得に係る収入であっても、前年の収入である限り、特段除外せずにそのまま算入する。

区 分	算 定 方 法
所得税の 確定申告 をした者	添付書類 ①（原則）■次のいずれか ・税務署に提出した確定申告書の控 ②（場合により）■様式第6号 ・確定申告書添付の収支内訳書の控 ①に収入金額の記載があるか はい → ①に記載してある収入金額の とおり算定する。 いいえ または ①を保管していない ↓ ・申告所得に関して記帳している帳簿等を提示させて、減免申請書記載の収入金額の可否を確かめる。 ・①に代えて、様式第6号を「<u>確定申告書において申告した収入金額の申告書</u>」として添付することで、減免申請書記載の収入金額を算定することも可能とする。
市県民税 の申告を した者	添付書類 ■様式第6号 ■市民税申告書(写) 市県民税申告書で 「収入金額」を記載したか はい → 様式第6号を「<u>市民税・県民 税申告書において申告した収入 金額の申告書</u>」として添付 することで、収入金額を算定 する。 いいえ ↓ 様式第6号を「<u>市民税・県民税申告 書において申告すべきであった収入 金額の申告書</u>」として添付すること で、収入金額を算定する。

(2) 給与収入

保険料賦課情報で確認し、算定する。

(3) 課税対象の年金収入

保険料賦課情報で確認し、算定する。

非課税年金については(4)を参照。

(4) その他の収入（非課税年金，仕送り等）

次のとおり算定する。

収入の区分	算 定 方 法
非課税年金 (遺族年金・ 遺族恩給・ 障害年金・ 老齢福祉年金)	添付書類 ■ 次のいずれか ・年金振込通知書（前々年度分＋前年度分） ・年金額改定通知書（前々年度分＋前年度分） いずれも，場合により前年度分のみでも可
	添付書類として前々年度分・前年度分の両方が提出されているか ↓ いいえ 前年度分のみが提出されているか ↓ はい 前年度分により確認できる前年度分(前年6月～当年4月振込)の収入を，減免申請書で申告しているか ↓ はい 当該金額を前年(1～12月)の収入として算定する。 はい → 前々年度分(前年2・4月振込)および前年度分(前年6・8・10・12月振込)により，前年(前年1～12月)の収入を算定する。 いいえ → 必要な添付書類をそろえさせること。
雇用保険による支給金額	添付書類 ■ 雇用保険受給資格者証，雇用保険受給資格者証 添付書類記載の支給額を合計し，算定する。
行政等から支給される給付金等で，制度上支給金額の確認が可能であるもの (例) 年金生活者支援給付金，神戸市在日外国人等福祉給付金，公害健康被害補償費	添付書類 ① 支給通知書があるもの・支払額の証明書が出るもの（公害健康被害補償費など） ■ 当該通知書・証明書 ② 上記がないもの・出ないものは，不要
	減免申請書の申告金額が，制度上の一定金額と合致しているか ↓ いいえ ・申請者側や行政機関への確認等により，実際に支給された額を算定する。 ・なお，申請者本人の収入については行政機関への職権照会も可能であることから（申請書上で同意あり），必要に応じて照会し算定する。 はい → 当該金額を算定する。
上記以外の収入 (例) 仕送り	添付書類 不要 減免申請書の申告金額により算定する。

1-5-2 収入金額の算定 … 当年収入による場合

← p. 7 1-5 収入

当年収入金額 = 以下の(1) + (2) + (3) + (4)

(1) 税申告対象所得に係る収入（事業収入・不動産収入 等）

- ・税申告対象所得に係る収入 = 以下の①+②
- ・事業休止の場合は、事業再開可能性について十分に確認すること。
- ・重複する添付書類がある場合は、1枚でよい。
- ・表中の添付書類以外に、「特別事情」があることを認定するための添付書類を別途チェックする必要があるので、忘れないこと。 → p. 6 1-4 年間, → p. 25 2-4 特別事情

① 当年1月～申請日の前月の収入実績額

添付書類

■様式第2号

「4 営業等の所得（事業所得・不動産所得・譲渡所得など）額の見込の申告（実収月額申告書）」の欄

■収入実績額を証明する書類（会計簿などの帳簿 等）

添付書類により算定する。

+

② 申請日の当月～当年12月の収入見込額

特別事情がある者	ア. 事業再開の意思がない者	添付書類 ■様式第2号 「4 営業等の所得（事業所得・不動産所得・譲渡所得など）額の見込の申告（実収月額申告書）」の欄 ■休業止についての証明書（各種届出写等） ■様式第5号
		・添付書類によって申請時以降収入を得る見込みがない場合にのみ、0円と算定する。 <u>それ以外の場合は、算定を保留する(*1)。</u>
	イ. 事業再開済の者	添付書類 ■様式第2号 「4 営業等の所得（事業所得・不動産所得・譲渡所得など）額の見込の申告（実収月額申告書）」の欄 ■事業再開後の収入額を証明する書類 （会計簿などの帳簿 等） ■再開後の事業が休止前の事業と同規模であることを証明する書類 （前年分の確定申告書・収支計算書 等）

- ・事業休止後の同規模による事業再開である場合にのみ、算定する。それ以外の場合は、算定を保留する(*1)。
事業廃止後、新規事業を開始した場合は、「事業休止後の同規模による事業再開」とはいえない。
- ・添付書類により、見込額を算定する。

特別事情がある者	ウ. 事業再開未定の者	添付書類 ■(ア) 様式第2号 「4 営業等の所得（事業所得・不動産所得・譲渡所得など）額の見込の申告（実収月額申告書）」の欄 ■(イ) 事業休止前の年間収入額を証明する書類 （会計簿などの帳簿，前年分の確定申告書・収支計算書 等） ・事業再開未定の者の申請時以降の収入見込額を算定することは本来は困難であるため，a～cの要件をすべて満たす場合にのみ，算定する。<u>それ以外の場合は，算定を保留する(*1)。</u> a. その者以外の世帯員については確実に当年収入（見込額）が見込める。 b. 申請時以降の収入見込額を，通常就業中ベースで算定したときの金額(*2)以上として申告している（これ未満の額での申告は，根拠がないので不可とする）。 c. ア・イの状態を待つのではなく，a・bにより早期に減免適否を判定する必要性を区長が特に認める。 ・添付書類により，見込額を算定する。
	特別事情がない者	添付書類 不要 ・（①による月平均額×②の月数）により算定する。

(*1) 算定を保留した場合は，算定可能な状態になるのを待って算定する。
（時期により売り上げの変動が激しい等の事情がある場合は，当該年の所得を確実に見込める段階または年間の所得の確定（確定申告）を待って算定するなど）
それまでは，現行の保険料を賦課したままとし，その額での納付義務を継続させる。
仮に算定可能な状態になって算定した結果，減免適用となった場合は，納付済保険料についても減免し，還付額が発生した場合は還付する。 → p. 57 **6-6 遡及適用と還付**

(*2)

通常就業中ベースで算定したときの金額

=

(イ)によって算出される事業休止前の平均月割収入額
（前年収入金額÷前年中で事業休止していない月数）

×

申請月以後の月数

(2) 給与収入

- ・ 給与収入 = 以下の①+②+③
- ・ 重複する添付書類がある場合は、1枚でよい。
- ・ 表中の添付書類以外に、「特別事情」があることを認定するための添付書類を別途チェックする必要があるのを、忘れないこと。 → p. 6 1-4 年間, → p. 25 2-4 特別事情

① 当年1月～申請日の前月の収入実績額		
添付書類		
■(ア) 様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■(イ) 収入実績額を証明する書類		
特別事情がある者	退職・失業前の額の場合	雇用保険被保険者離職証明書、源泉徴収票 等
	退職・失業後、すでに再就職した場合の、再就職後の額の場合	給与明細書、様式第3号 等
	長期入院等による休職前後の額の場合	
特別事情がない者		
・ 添付書類により算定する。 ・ (ア)と(イ)を照合し、齟齬があれば訂正する。 ・ 雇用保険被保険者離職証明書の賃金額には、非課税となる通勤手当も含まれている。 ・ 源泉徴収票には、非課税となる通勤手当等は含まれていないが、調査不要。		

+

② 申請日の当月～当年12月の収入見込額		
特別事情がある者	ア. 再就職の意思がない者	添付書類 ■様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■様式第5号 ・ 添付書類によって申請時以降収入を得る見込みがない場合(*1)にのみ、0円と算定する。 <u>それ以外の場合は、算定を保留する(*2)。</u>
	イ. 長期入院等による休職の場合で今後の最低限の休職期間が確実に見込める者	添付書類 ■様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■休職期間を証明する書類（休職証明書 等） ■休職期間中の給与支給額を証明する書類（給与規定、様式第3号 等） ・ 添付書類によって申請時以降の当年中の収入額が確定している場合（0円である場合を含む）にのみ、算定する。 <u>それ以外の場合は、算定を保留する(*2)。</u>
	ウ. 再就職・復職済の者	添付書類 ■(ア) 様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■(イ) 再就職・復職後の給与支給額を証明する書類（給与規定、様式第3号(既支給額および前年の賞与実績額を記載) 等） ・ (イ)によって再就職・復職後の給与を算定できる場合にのみ、算定する。 <u>それ以外の場合は、算定を保留する(*2)。</u> ・ 添付書類により、見込額を算定する。 ・ (ア)と、(イ)による1月当たりの給与額および前年の賞与実績額等との間に、齟齬がないか照合し、必要があれば訂正する。

特別事情がある者	エ. 求職中の者	添付書類 ■(ア) 様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■(イ) 失業・退職前の年間給与支給額を証明する書類 (失業・退職の前年の源泉徴収票, 前勤務先が証明する様式第3号 等)
		・求職中の者の申請時以降の収入見込額を算定することは本来は困難であるため, a～cの要件をすべて満たす場合にのみ, 算定する。 <u>それ以外の場合は, 算定を保留する(*2)。</u> a. その者以外の世帯員については確実に当年収入（見込額）が見込める。 b. 申請時以降の収入見込額を, 通常就業中ベースで算定したときの金額(*3)以上として申告している（これ未満の額での申告は, 根拠がないので不可とする）。 c. ア～ウの状態を待つのではなく, a・bにより早期に減免適否を判定する必要性を区長が特に認める。 ・添付書類により, 見込額を算定する。
特別事情がない者		添付書類 ■様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ・上記添付書類・①の額とその添付書類・前年収入実績を基に, 月給等の定例の基本給・各種手当・一時金の額等を見込み, 算定する。

(※1) 雇用保険を受給して求職中の者は, 「再就職の意思がない者」とは認めない。

(※2) 算定を保留した場合は, 算定可能な状態になるのを待って算定する。
それまでは, 現行の保険料を賦課したままとし, その額での納付義務を継続させる。
仮に算定可能な状態になって算定した結果, 減免適用となった場合は, 納付済保険料についても減免し, 還付額が発生した場合は還付する。 → p. 57 **6-6 遡及適用と還付**

(※3)

通常就業中ベースで算定したときの金額

=

(イ)によって算出される
失業・退職前の平均月割収入額
(手当・賞与等も含めた平均額)

×

申請月以後の月数

+

③ 雇用保険受給額（失業した給与収入者のみ）	
当年1月～申請日の前日の収入(受給)実績額	「雇用保険受給資格者証」の記載により算定する。
+ 申請日～当年12月の収入(受給)見込額	・「雇用保険受給資格者証」の記載から「1日当たりの支給額」を算出する。 ・「1日当たりの支給額」×「残日数」＝ 受給予定額 とする。

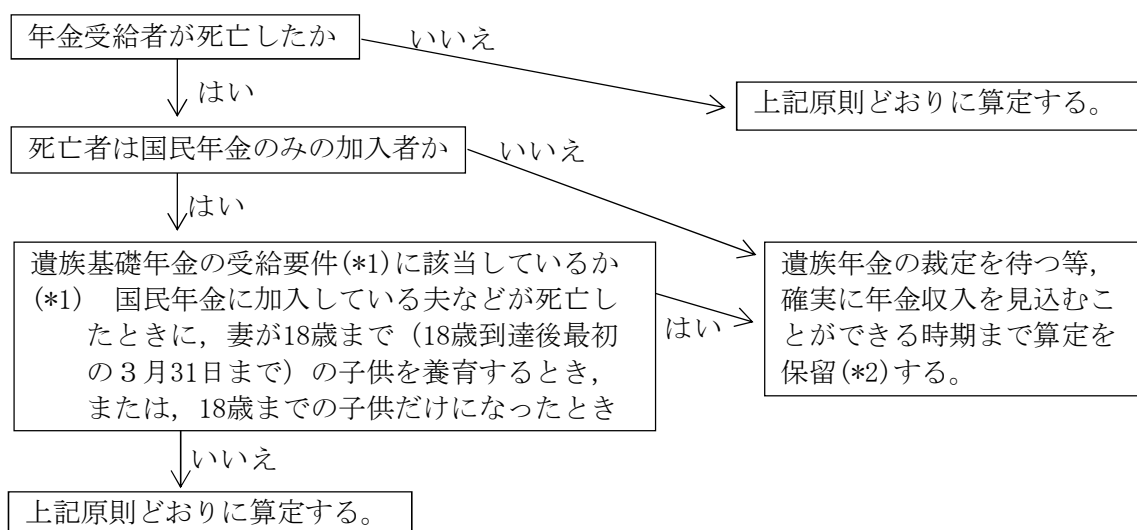
(3) 年金収入（課税・非課税ともに）

- ・原則として、次のとおり算定する。

算 定 方 法	
添付書類	■様式第2号「1 年金所得（年金所得申告書）」の欄 ■次のいずれか ・年金振込通知書（前年度分＋当年度分） ・年金額改定通知書（前年度分＋当年度分）
・前年度分(当年2・4月振込)および当年度分(当年6・8・10・12月振込)により、当年(1～12月)の収入を算定する。	

「特別事情」があることを認定するための添付書類を別途チェックする必要があるので、忘れないこと。 → p.61-4 年間, → p.252-4 特別事情

- ・年金受給者が死亡した場合は、遺族に対して「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」が支給されることがあるため、当該世帯の当年の年間年金収入を簡単に見込むことができない。したがって、次のとおりの扱いとする。



(*2) 算定を保留した場合は、算定可能な状態になるのを待って算定する。

それまでは、現行の保険料を賦課したままとし、その額での納付義務を継続させる。

仮に算定可能な状態になって算定した結果、減免適用となった場合は、納付済保険料についても減免し、還付額が発生した場合は還付する。 → p.576-6 遡及適用と還付

(4) その他の収入（当年新規の給与収入、当年新規の税申告対象所得に係る収入、非課税年金以外の申告対象外収入(仕送り等)）

- ・減免申請書の申告額により算定する。

添付書類は不要。ただし「特別事情」があることを認定するための添付書類を別途チェックする必要があるので、忘れないこと。 → p.61-4 年間, → p.252-4 特別事情

- ・制度上支給額の確認が可能なものは、必要に応じて証明書・通知書等の提出を求める。

1-6 扶養要件

← p. 3③ 扶養要件

(1) 「扶養」の意義

「扶養」とは金銭的な援助だけではなく、住まい・食事の提供、公共料金の負担等あらゆる経済的な援助を含むものとし、「市民税課税者と生計を共にしていない、および、市民税課税者に扶養されていない」とは、市民税課税者から一切の経済的援助を受けていないことをいう。

(2) 判定基準

次の①～⑥のいずれかに該当する場合は、扶養要件を満たさないものとする。

なお、「市民税課税者」とは、減免しようとする保険料の賦課期日（当該年度の4月1日）の属する年度分の市町村民税が課税されている者をいう。

①世帯員（減免申請者を含む）のいずれかの者を基礎として、市民税課税者が市民税の扶養控除を受けている場合

②世帯員（減免申請者を含む）のいずれかの者が、保険料賦課の基準日(*)において当該年度分の市民税課税者の健康保険の被扶養者に入っている場合

(*) 保険料賦課の基準日とは → p. 4の(*)

③当該年度分の市民税課税者から仕送りを受けている場合

- ・食事の提供・食材料の贈与などの現物援助も「仕送り」とする。
- ・金銭の援助であれば、「小遣い」などの名目であっても、少額であっても、「仕送り」に該当する。

ただし、援助の額および支給の形態が、日々の生活のためという役割に及ばない範囲内のものであれば「仕送り」とは認定しないこととする。この場合の「仕送り」と認定しないことの具体的な判断基準は、「直前の1年間で1月当たり8,000円以下であること」とする。

④市民税課税者と同居している場合（形式的な世帯分離の場合）

- ・「同居」についての判定基準（特別な例）

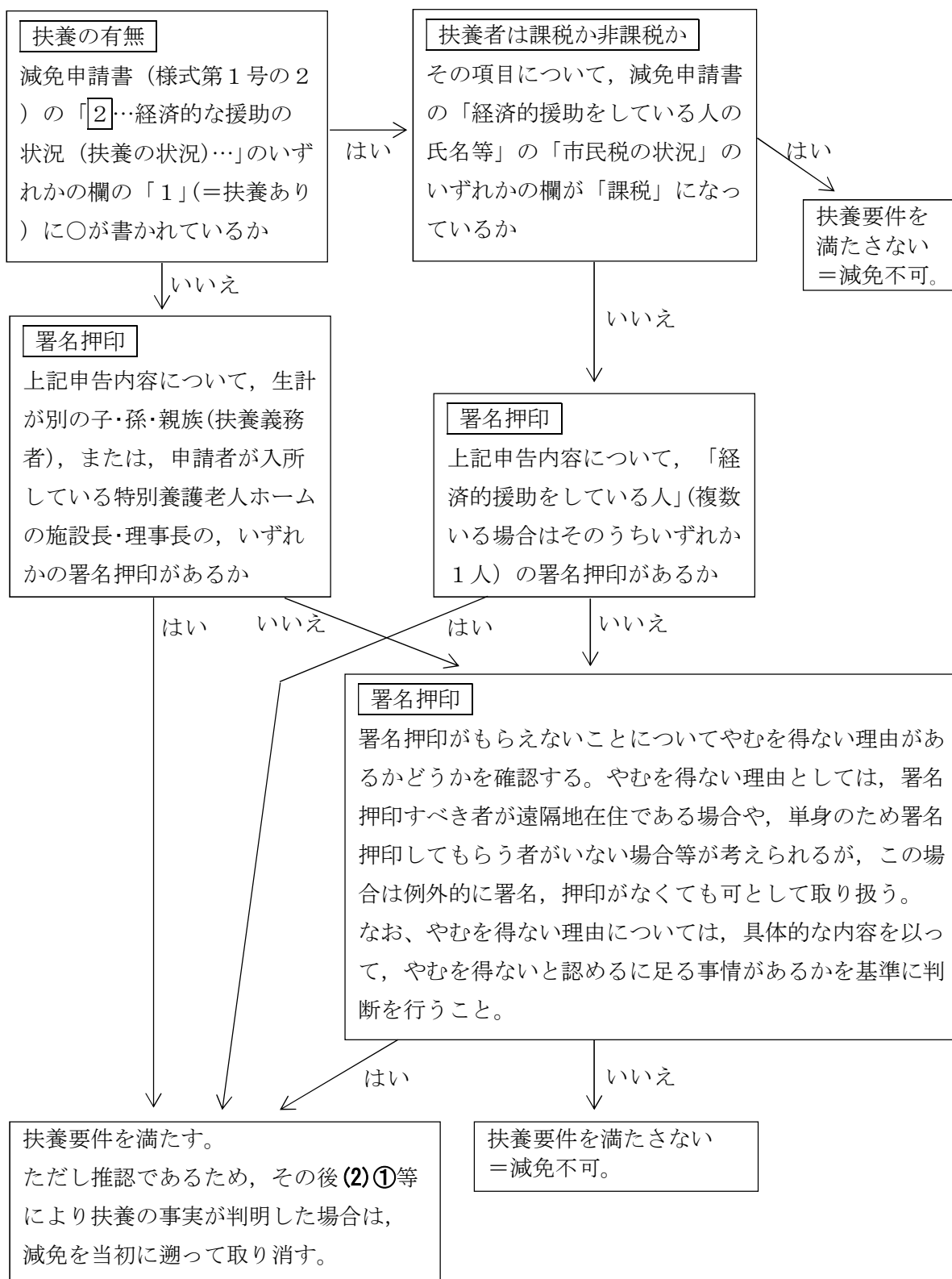
居住形態	判定内容
二世帯住宅に居住している。	玄関を出ずに相互の居宅を行き来できる場合 →「同居」とみなす。
同敷地の別棟に居住している。	玄関を出ないと相互の居宅を行き来できない場合 →「別居」とみなす。

⑤公共料金または住居費（家賃）の名義が、市民税課税者になっている場合

⑥市民税課税者に、公共料金、住居費、税金、社会保険料のいずれかを負担してもらっている場合

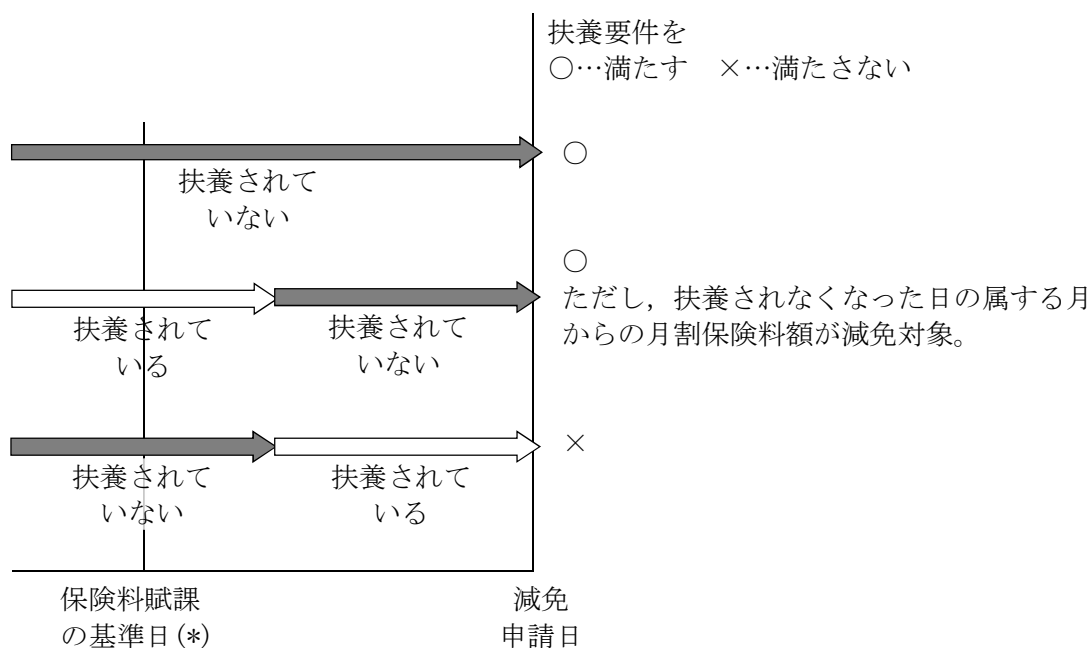
(3) 判定方法

次の方法で判定する。



(4) 判定基準日

- ・保険料賦課の基準日(*)時点から減免申請時点まで判定基準 → p. 15 (2) を満たす状態が継続していることを必要とする。
- ・保険料賦課の基準日(*)においては判定基準を満たしていなかった者（扶養されていた者）が、年度途中から判定基準を満たすようになった（扶養されなくなった）ことが認められた場合は、判定基準を満たすようになった日の属する月からの月割保険料額を減免対象とする。
- ・減免申請時点で扶養要件を満たすことが認定されれば、その後、判定基準を満たさなくなっても、減免を取消し（当初に遡って減免を廃止）も撤回（判定基準を満たさなくなった時点以降の減免を廃止）もしない。
ただし、虚偽申請の判明、税における修正申告による課税状況の変更等の場合は、当初に遡って減免を取り消す。 → p. 59 6-8 減免の取消し



(*) 保険料賦課の基準日とは → p. 4の(*)

1-7 準要保護者要件

← p.3④ 準要保護者要件

(1) 「準要保護者」の意義

「要保護者に準じる」とは、減免申請者の属する世帯が資産および能力を活用してもなお、保険料第1段階に属する者以上に厳しい生活をしなければならないことをいう。

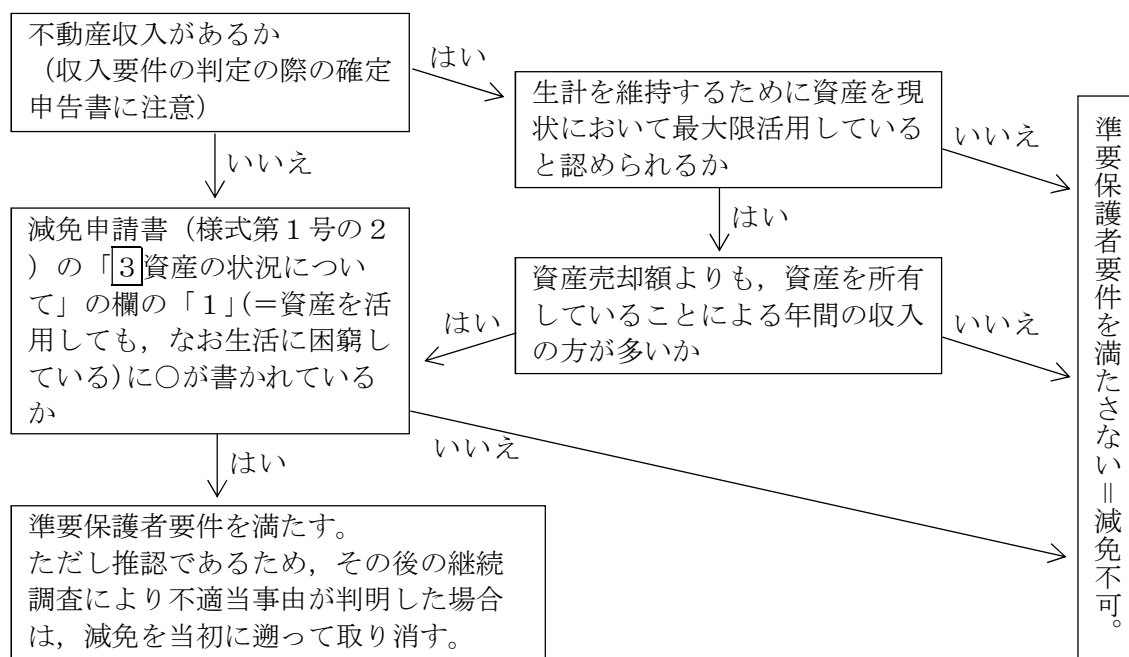
(2) 判定基準

- ・要保護者として取扱いをすることについて不適当とする事由（以下「不適当事由」という。）が判明しない場合においては、要保護者要件に該当するものとして取り扱うものとする。
- ・不適当事由とは、「実態的に、資産および能力を活用すれば、『要保護者に準じる』とは認めがたい状態となる」すべての事情である。
- ・次のいずれかの事情が判明した場合には、不適当事由があるものとする。

不適当事由（いずれか1つでも該当すれば不適当）
①減免申請者の属する世帯が、次の額の金融資産（預貯金、国債・地方債、公社債、株式、金をいうものとする）を有している場合 $350\text{万円} + 100\text{万円} \times (\text{世帯員の人数} - 1)$ を超える額
②世帯員が、「住居または生計を維持するための事業用資産」以外の土地家屋を所有している場合
③世帯員が所有している住宅に、親族の市民税課税世帯が同居している場合（同一家屋内で世帯分離している場合）、または、親族以外の他の世帯が同居している場合（本来貸間として活用すべき）

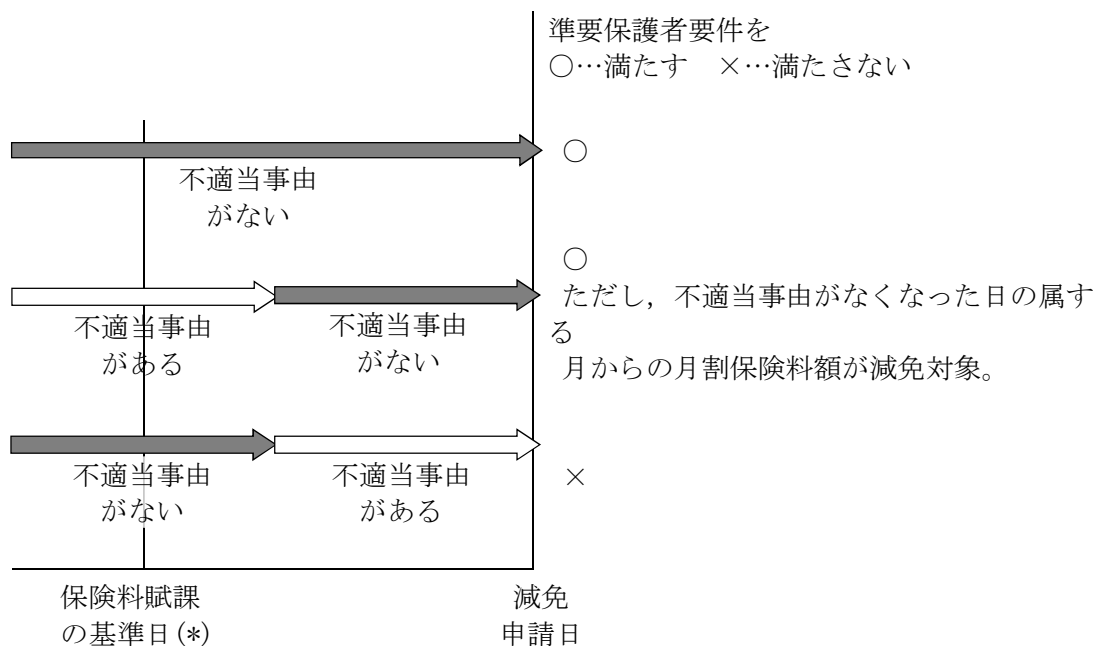
(3) 判定方法

次の方法で判定する。



(4) 判定基準日

- ・保険料賦課の基準日(*)時点から減免申請時点まで判定基準 → p. 18(2) を満たす状態が継続していることを必要とする。
- ・保険料賦課の基準日(*)においては判定基準を満たしていなかった者（不適当事由があった者）が、年度途中から判定基準を満たすようになった（不適当事由がなくなった）ことが認められた場合は、判定基準を満たすようになった日の属する月からの月割保険料額を減免対象とする。
- ・減免申請時点で準要保護者要件を満たすことが認定されれば、その後、判定基準を満たさなくなっても、減免を取消し（当初に遡って減免を廃止）も撤回（判定基準を満たさなくなった時点以降分の減免を廃止）もしない。
ただし、虚偽申請の判明、税における修正申告による課税状況の変更等の場合は、当初に遡って減免を取り消す。 → p. 59 6-8 減免の取消し



(*) 保険料賦課の基準日とは → p. 4の(*)

2 所得激減減免

根拠規定 神戸市介護保険条例 第23条第2号

神戸市介護保険条例施行規則 第34条第3項, 第4項

減免申請書（様式第 1 号の 1）と要件との対照図

様式第1号の1

介護保険 保険料減免申請書

神戸市 区長宛

下記の通り、介護保険料の減免を申請します。

令和 年 月 日

減免を受ける人									
保険者番号					被保険者番号				
フリガナ					生年月日		大正 年 月 日 昭和 年 月 日		
氏名					生年月日		大正 年 月 日 昭和 年 月 日		
住所					電話番号				
世帯に属する人									
氏名 (本人)									
障害・寡婦					有 / 無				
減免を希望する保険料									
年度					通知を受けた保険料額		保険料段階		
年度					円		第 段階		

あてはまるものに✓をつけて、必要事項を記入してください。

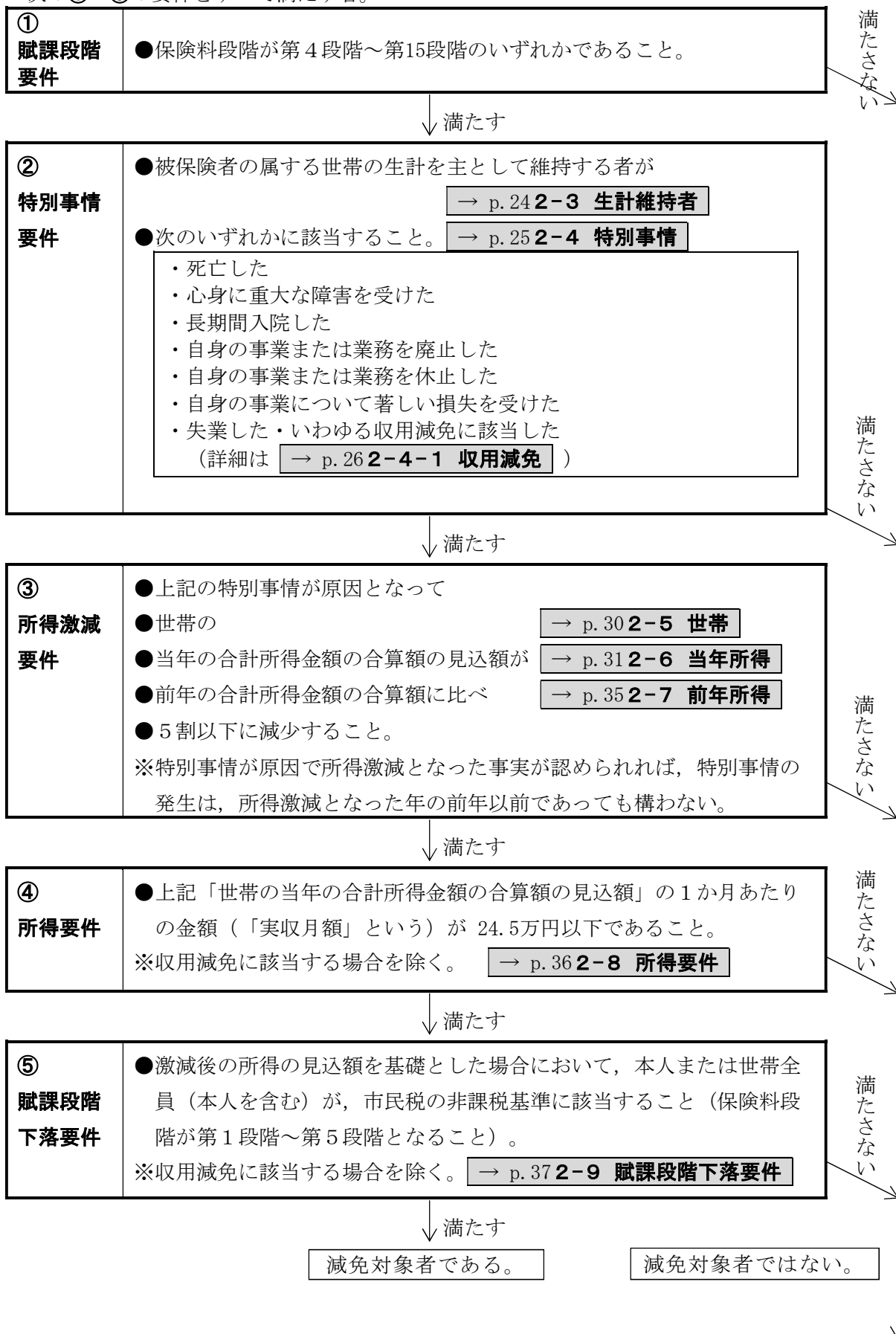
☐ 失業・事業の休廃止									
主たる生計維持者が(失業 / 事業を休廃止)した。									
氏名					離職日		年 月 日		
☐ 死亡・障害・長期入院									
主たる生計維持者が(死亡 / 障害 / 長期入院)した。									
氏名					事由発生日		年 月 日		
☐ 災害									
災害の種類		被災割合		%		事由発生日		年 月 日	
☐ 刑事施設等への拘禁									
開始日		年 月 日			終了日		年 月 日		
☐ 神戸市在日外国人等福祉給付金受給									

前年世帯所得 ①		円		当年世帯所得 ②		円	
月額所得 ③ / 12		円		減少割合 (①-②) / ①		%	
賦課の元となる		円		2. 激減		3. 給付金	
所得又は収入の見込み額		第 段階		第 段階		課長	
決議番号		NO.		開始		年 月	
承認・不承認		終了		年 月		%	

神戸市使用欄 起票日 令和 年 月 日 決裁日 令和 年 月 日

2-1 減免対象者

次の①～⑤の要件をすべて満たす者。



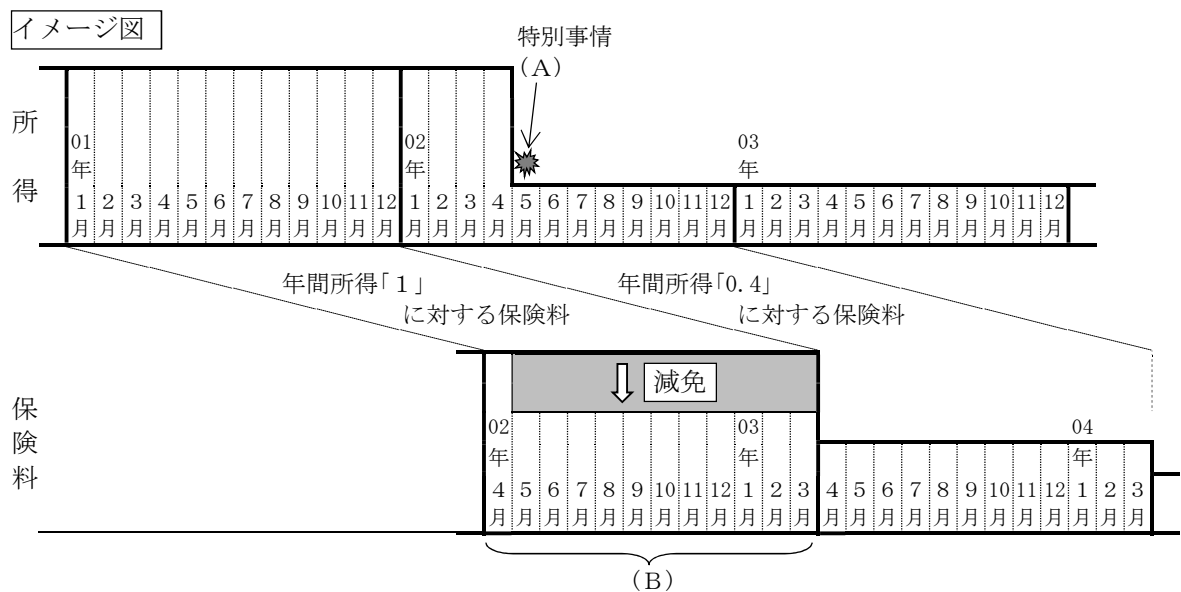
2-2 減免額

(1) 減免対象の保険料

特別事情（A）により所得が前年の5割以下になった年の4月1日を賦課期日とする年度（B）のうち、特別事情の発生した日の属する月（ただし、AがB以前に発生していた場合は4月）から年度末（3月）までの月割保険料額。

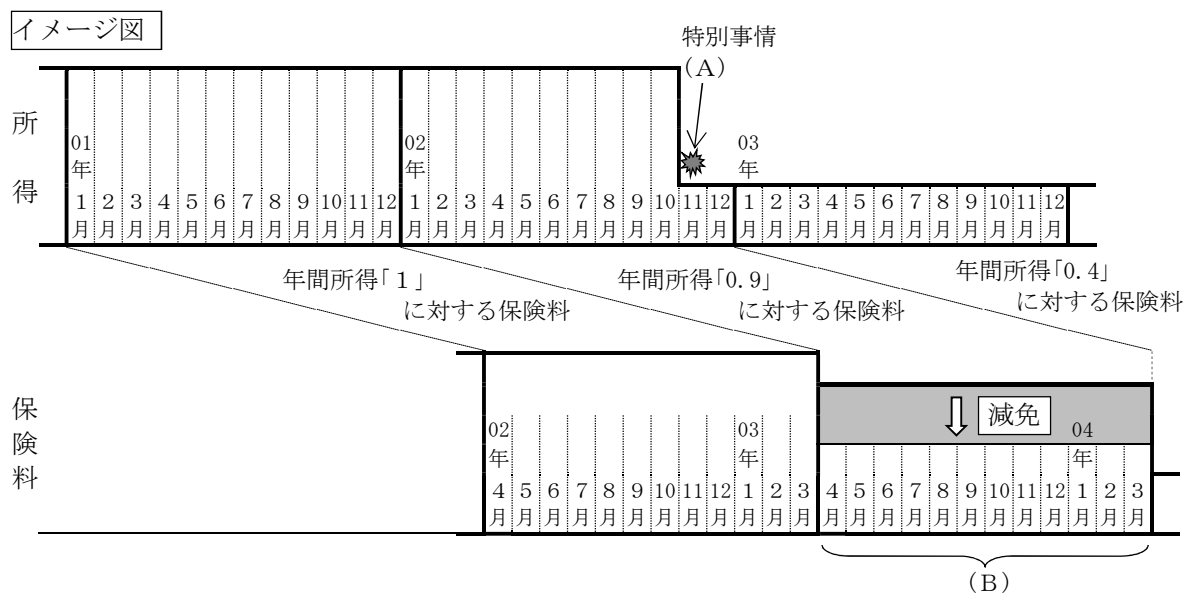
例1 02年5月に特別事情発生 → 02年の所得は01年の所得と比べて5割以下

⇒ 02年5月から03年3月までの月割保険料額が減免対象



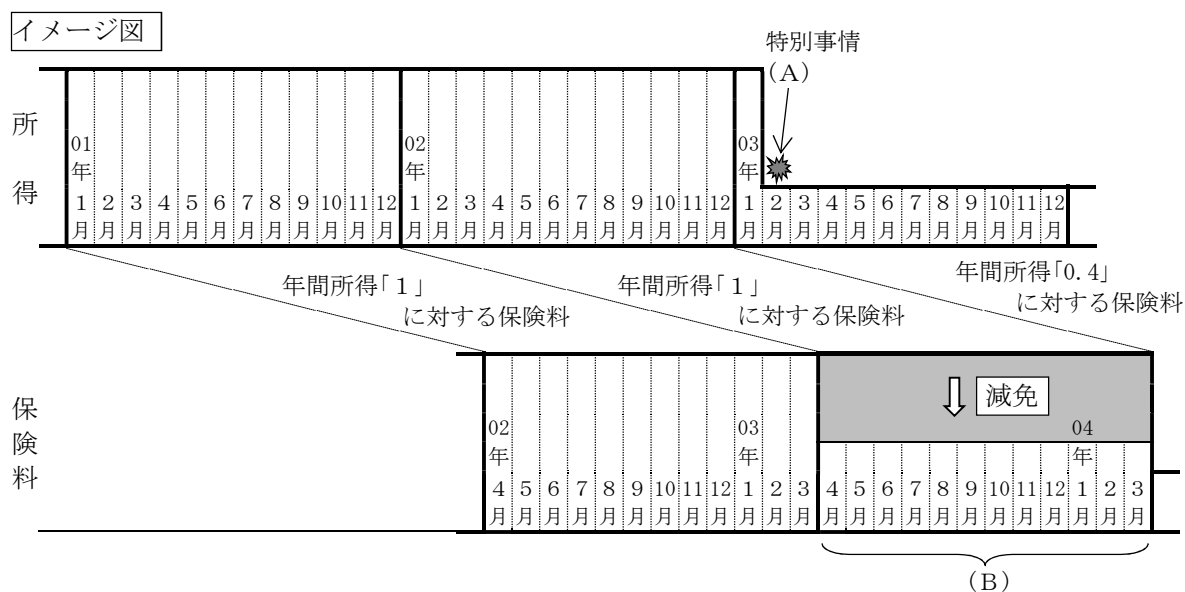
例2 02年11月に特別事情発生 → 02年の所得は01年の所得と比べて5割以下になっていないが、特別事情により減少した03年の所得は、02年と比べて5割以下

⇒ 03年4月から04年3月までの月割保険料額が減免対象



例3 03年2月に特別事情発生 →03年の所得は02年の所得と比べて5割以下

⇒ 03年4月から04年3月までの月割保険料額が減免対象



(2) 減免割合

当年度の 賦課段階	下落後の賦課段階による減免割合				
	第1段階 相当	第2段階 相当	第3段階 相当	第4段階 相当	第5段階 相当
第4段階	73%減免	51%減免	24%減免	—	—
第5段階	75%減免	55%減免	31%減免	—	—
第6段階	78%減免	60%減免	39%減免	21%減免	12%減免
第7段階	79%減免	62%減免	43%減免	26%減免	18%減免
第8段階	82%減免	67%減免	51%減免	37%減免	30%減免
第9段階	84%減免	70.9%減免	56%減免	44%減免	38%減免
第10段階	84.9%減免	72.8%減免	58.9%減免	47%減免	42%減免
第11段階	85%減免	74%減免	60.9%減免	49%減免	44.8%減免
第12段階	86.9%減免	77%減免	66%減免	55.5%減免	52%減免
第13段階	87%減免	78%減免	68%減免	58%減免	54.8%減免
第14段階	88%減免	80%減免	71%減免	61.8%減免	59%減免
第15段階	88.9%減免	81%減免	73%減免	65%減免	62%減免

(3) 減免額

減免額 = (1) の減免対象の保険料 × (2) の減免割合

2-3 生計維持者

← p. 21② 特別事情要件

- ・「被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」（以下「主たる生計維持者」という）とは、当該被保険者の属する世帯の生計に要する費用を主として負担する者をいう。つまり、現に世帯に要する費用について、継続的に最も多く出捐している者である。必ずしも最多所得者とは限らず、また、世帯員以外の扶養義務者も含まれる（高額介護サービス費の世帯主と概念が異なるので注意）。
- ・主たる生計維持者は、個別の事例に則して適宜適切に判断すべきものであるが、減免申請者が「主たる生計維持者」として申し立てる者が、
 - ・ 民法上の扶養義務者で、
 - ・ 次のいずれかに該当するもの

- ・ 住民基本台帳上の世帯主
 - ・ 被用者保険における被保険者
 - ・ 世帯主である国民健康保険被保険者
 - ・ 当該要介護被保険者等を基礎として税法上の配偶者控除または扶養控除を受けている者
 - ・ 当該世帯の最多所得者

であるときは、その者を主たる生計維持者であると推定するものとする。

（「老人医療の入院時一部負担金及び薬剤一部負担金の特例措置の取扱いについて（平成9年8月14日 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」第2．3参照）。

2-4 特別事情

← p. 21 ② 特別事情要件

- ・ 次の書類を提出させることにより認定する。

特別事情	添付書類	
死亡した	■ 死亡証明書（住民基本台帳により確認できる場合は不要）等	
心身に重大な障害を受けた	■ 障害者手帳， 診断書， 勤務先の休職証明書 等	「重大」に該当するかどうかについて一律基準は設けない。 障害に至った心身状態が原因となって所得が減少したことが認められるかどうかにより，相対的に判断する。
長期間入院した	■ 診断書， 入院証明書， 手術証明書， 勤務先の休職証明書 等	「長期」に該当するかどうかについて一律基準は設けない。 入院に至った心身状態が原因となって所得が減少したことが認められるかどうかにより，相対的に判断する。
自身の事業または業務を廃止した	■ 廃業届（税務署・衛生監視事務所に届け出るもの）， 廃業証明書（衛生監視事務所が発行するもの）， 法人登記簿 等	
自身の事業または業務を休止した	■ 休業届（税務署に届け出るもの）， 会計簿， 源泉徴収簿， 賃金台帳 等	
自身の事業について著しい損失を受けた	■ 破産手続開始決定書， 破産手続廃止決定書， 損失の具体的内容を証する書類 （注）損失とは，災害等により事業用資産に物理的被害を受けた場合や，受け取った手形が不渡りとなり債務超過に陥る場合等，業績に著しい影響を与える原因段階での物理的損害をいう。 事業遂行の結果として会計上の損失（赤字決算）が生じた場合をいうものではない。	
失業した	■ 離職証明書， 退職証明書， 雇用保険受給資格者証 等	
いわゆる収用減免に該当した	→ p. 26 2-4-1 収用減免	

- ・ 特別事情要件は，神戸市国民健康保険の所得激減減免には無い要件なので，混同しないこと。

2-4-1 収用減免

← p. 25 2-4 特別事情

(1) 趣旨

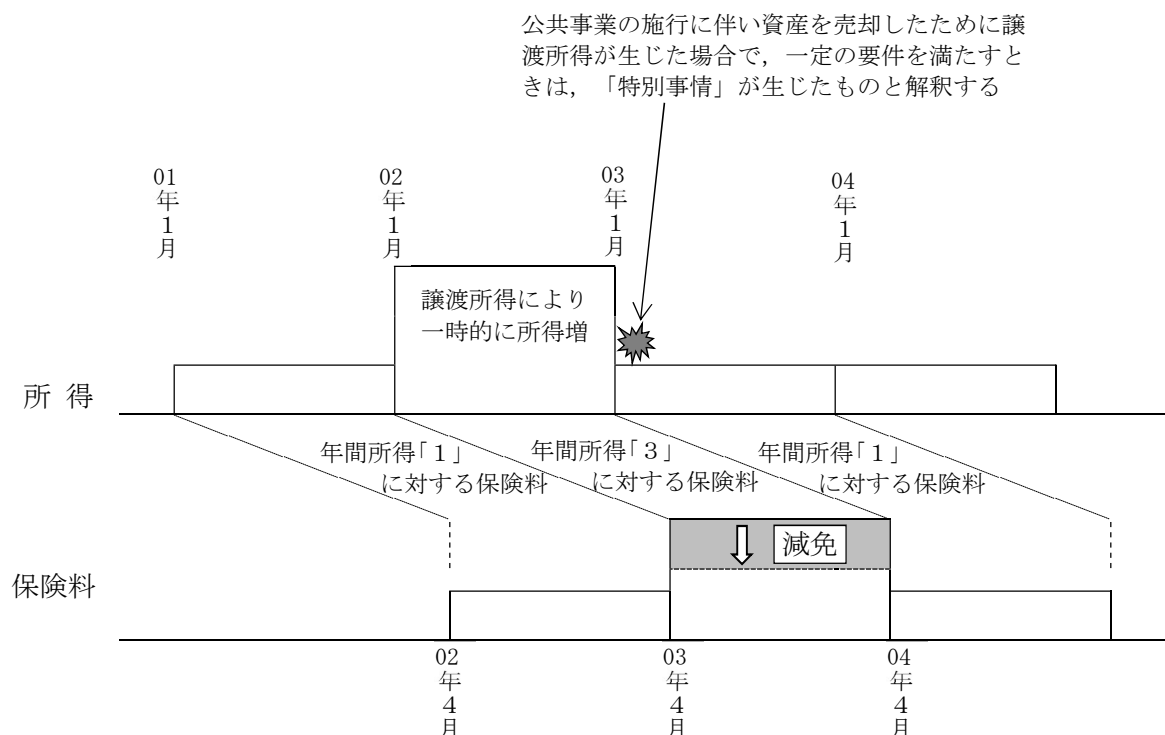
- ・譲渡所得があった年（下図の例では02年）の翌年度分（下図の例では03年度分）の介護保険料は、当該譲渡所得の金額（租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、適用後の金額）の水準に従って設定される。

このとき、譲渡所得があった年（下図の例では02年）から翌年（下図の例では03年）への所得減少は生じているが、所得激減減免は、所得減少の原因として「特別事情＝主たる生計維持者の死亡、心身の重大な障害、長期入院、事業または業務の休廃止、事業の著しい損失、失業、これらに類する事実」があることを要件としている。

したがって、譲渡所得による所得の変動一般については、基本的には所得激減減免の要件を満たさない。

- ・ただし、土地収用法・都市計画法その他の法律で収用権が認められている公共事業の施行に伴い資産を売却したために譲渡所得が生じた場合で、当該対象者がその対価補償金等の全部を使って代替資産に買い換えたとき等は、かかる公共事業の趣旨を活かすため、特別事情（業務の廃止）があるものと解釈し、所得激減減免の対象とする。

なお、この場合、所得激減減免の要件である④所得要件及び⑤賦課段階下落要件は要しないこととする。



- ・なお、収用等の場合の所得税・市県民税の課税の特例には、「①課税繰延べの特例」と「②5,000万円の特別控除の特例」があり、納税者の選択によりいずれかの適用を受けることとなるが、「①課税繰延べの特例」を選択した場合は、資産の譲渡がなかったものとみなされ、対価補償金等が譲渡所得として計上されないため、所得の変動は生じない。

したがって、上記解釈による取扱いは、被保険者が「②5,000万円の特別控除の特例」を選択した場合にのみ、生じるものである。

(2) 要件

次の①又は②の適用を受けている者。

①次のア～ウのいずれかに該当する。

ア 租税特別措置法第33条の規定による収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の適用を受けることができる

(対価補償金等の全部の金額をもって代替資産を取得した場合に限る)

イ 租税特別措置法第33条の2の規定による交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用を受けることができる

(あわせて補償金等を取得した場合を除く)

ウ 租税特別措置法第33条の3の規定による換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用を受けることができる

(あわせて清算金または保留地を取得した場合を除く)

②租税特別措置法第33条の4の規定による5,000万円の特別控除の適用を受けている。

(3) 減免割合

当年度の 賦課段階	下落後の賦課段階による減免割合													
	第1段階 相当	第2段階 相当	第3段階 相当	第4段階 相当	第5段階 相当	第6段階 相当	第7段階 相当	第8段階 相当	第9段階 相当	第10段階 相当	第11段階 相当	第12段階 相当	第13段階 相当	第14段階 相当
第4段階	73%減免	51%減免	24%減免	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第5段階	75%減免	55%減免	31%減免	9.5%減免	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第6段階	78%減免	60%減免	39%減免	21%減免	12%減免	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第7段階	79%減免	62%減免	43%減免	26%減免	18%減免	7%減免	—	—	—	—	—	—	—	—
第8段階	82%減免	67%減免	51%減免	37%減免	30%減免	21%減免	15%減免	—	—	—	—	—	—	—
第9段階	84%減免	70.9%減免	56%減免	44%減免	38%減免	30.5%減免	25%減免	12%減免	—	—	—	—	—	—
第10段階	84.9%減免	72.8%減免	58.9%減免	47%減免	42%減免	35%減免	30%減免	18%減免	6%減免	—	—	—	—	—
第11段階	85%減免	74%減免	60.9%減免	49%減免	44.8%減免	38%減免	33%減免	22%減免	10%減免	5%減免	—	—	—	—
第12段階	86.9%減免	77%減免	66%減免	55.5%減免	52%減免	46%減免	42%減免	32%減免	22%減免	17%減免	13%減免	—	—	—
第13段階	87%減免	78%減免	68%減免	58%減免	54.8%減免	49.3%減免	45%減免	36%減免	26%減免	22%減免	18%減免	6%減免	—	—
第14段階	88%減免	80%減免	71%減免	61.8%減免	59%減免	54%減免	50%減免	42%減免	33%減免	29%減免	25%減免	14%減免	9%減免	—
第15段階	88.9%減免	81%減免	73%減免	65%減免	62%減免	57.5%減免	54%減免	47%減免	38.7%減免	35%減免	31%減免	21%減免	16%減免	8%減免

(4) 判定方法

次の①～④の要件（(2)の要件を平易に言い替えたもの）をすべて満たすこと。

要 件	添付書類	審査内容
① 収用権のある公共事業のために買い取られたこと	■公共事業用資産の買い取り等の証明書(写) (都市計画総局・建設局等の用地担当部局が発行するもの)	世帯員名義の資産が収用権のある公共事業のために買い取られていることを確認する。
② 対価補償金等にかかる譲渡所得について5,000万円の特別控除（租税特別措置法第33条の4）を受けたこと	■前年分の確定申告書を職権調査するための確定申告者の同意書	市税課保管の確定申告書（第三表）を職権調査し、 ・買取証明の資産と申告書第三表「所得の生じる場所」の記載が同一か ・「特例適用条文」欄に「租税法第33条の4」（5,000万円の特別控除）と記載されているか の2点を確認
③ 代替となる資産を取得したこと	■代替取得物件の登記簿謄本(写)	登記簿謄本（写）により、 ・所有者名義が確定申告の申告者と同一か ・物件の種類が、買取物件と同一か（買取物件が居住用の財産であれば居住用の財産を取得しているか） かを確認する。
④ 代替資産取得のために対価補償金の全部を使って代替資産を取得したこと	■ア 不動産等の譲受けの対価の支払調書 (都市計画総局・建設局等の用地担当部局が発行するもの。対価補償金の額確認のため) ■イ 売買契約書(写)、領収証(写)等、代替資産取得金額を証明する書類 (代替資産の取得金額の確認のため)	アに記載されている対価補償金の金額が、イによる代替資産の取得金額以下であることを確認する。 なお、対価補償金の金額が確定申告書（第三表）記載の収入金額により確認できるときは、アの添付は省略してよい。 また、対価補償金の金額が代替資産の取得金額以下であることが、面積その他の内容から客観的に判断できる場合には、イの添付は省略してよい。

(5) 減免申請書（様式第1号の1）の記入上の注意

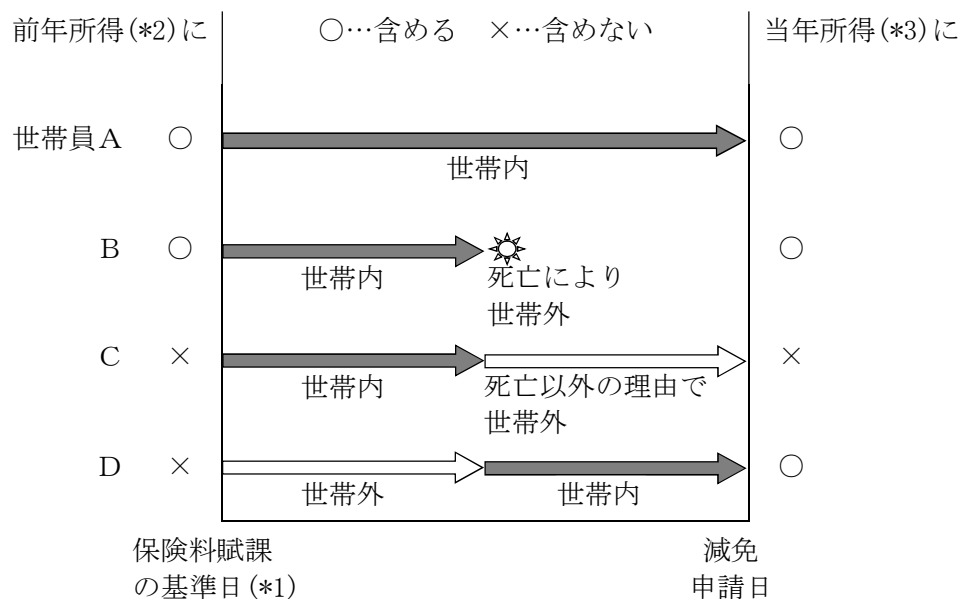
欄	記入方法
減免を受けようとする理由	「2 事業の休廃止」に「○」をつけさせる。
休廃止年月日	資産の譲渡年月日を記入させる。
休廃止したことを届出した官公署	空欄のままとする。

2-5 世帯

← p. 20③ 所得激減要件

- ・減免申請者の属する世帯の、すべての世帯員のことである。
- ・上記「世帯員」とは、本来保険料算定の際の世帯員（世帯主を含む）と同じく、住民基本台帳上、減免申請者と同一世帯に属する者である。
- ・なおかつ、次のとおりとする。

異動の状況	含めるか否か	
	前年所得(*2)に	当年所得(*3)に
保険料賦課の基準日(*1)と減免申請日の両時点において、世帯員である者 (下図世帯員A)	含める。	含める。
保険料賦課の基準日(*1)以降、減免申請日までに、死亡により世帯員でなくなった者 (下図世帯員B)	含める。	含める。
保険料賦課の基準日(*1)以降、減免申請日までに、死亡以外の理由で世帯員でなくなった者 (下図世帯員C)	含めない。	含めない。
保険料賦課の基準日(*1)以降、減免申請日までに、新たに世帯に転入した者 (下図世帯員D)	含めない。	含める。



(*1) 保険料賦課の基準日とは → p. 4の(*)

(*2) 前年所得の算定については → p. 35 **2-7 前年所得**(*3) 当年所得の算定については → p. 31 **2-6 当年所得**

2-6 当年所得

← p. 21 ③ 所得激減要件

- ・当年所得 = 以下の(1) + (2) + (3)
- ・「当年」とは、特別事情により所得が5割以下になった年のことである。
- ・「所得」= 収入 - 必要経費(材料費・仕入代・交通費・その他の経費。またはこれらに代わる給与所得控除・公的年金等控除) であることに注意。
- ・個人の所得の合計が零を下回る場合には、零とみなす。
※個人のマイナス所得を世帯内合算しない。

(1) 税申告対象所得 (事業所得・不動産所得 等)

- ・税申告対象所得 = 以下の①+②
- ・事業休止の場合は、事業再開可能性について十分に確認すること。
- ・重複する添付書類がある場合は、1枚でよい。

① 当年1月～申請日の前月の所得実績額

添付書類

■様式第2号

「4 営業等の所得(事業所得・不動産所得・譲渡所得(*1)など)額の見込の申告(実収月額申告書)」の欄

■収入実績額を証明する書類(会計簿などの帳簿 等)

添付書類により算定する。

+

② 申請日の当月～当年12月の所得見込額

特別事情がある者	ア. 事業再開の意思がない者	添付書類 ■様式第2号 「4 営業等の所得(事業所得・不動産所得・譲渡所得(*1)など)額の見込の申告(実収月額申告書)」の欄 ■休業止についての証明書(各種届出写等) ■様式第5号 ・添付書類によって申請時以降収入を得る見込みがない場合にのみ、0円と算定する。 <u>それ以外の場合は、算定を保留する(*2)。</u>
	イ. 事業再開済の者	添付書類 ■様式第2号 「4 営業等の所得(事業所得・不動産所得・譲渡所得(*1)など)額の見込の申告(実収月額申告書)」の欄 ■事業再開後の収入額を証明する書類(会計簿などの帳簿 等) ■再開後の事業が休止前の事業と同規模であることを証明する書類(前年分の確定申告書・収支計算書 等) ・事業休止後の同規模による事業再開である場合にのみ、算定する。 <u>それ以外の場合は、算定を保留する(*2)。</u> 事業廃止後、新規事業を開始した場合は、「事業休止後の同規模による事業再開」とはいえない。 ・添付書類により、見込額を算定する。

特別事情がある者	ウ. 事業再開未定の者	添付書類 ■ (ア) 様式第 2 号 「4 営業等の所得（事業所得・不動産所得・譲渡所得(*1) など）額の見込の申告（実収月額申告書）」の欄 ■ (イ) 事業休止前の年間収入額を証明する書類 （会計簿などの帳簿，前年分の確定申告書・収支計算書 等） ・ 事業再開未定の者の申請時以降の収入見込額を算定することは本来は困難であるため，a ～ c の要件をすべて満たす場合にのみ，算定する。<u>それ以外の場合は，算定を保留する(*2)。</u> a. その者以外の世帯員については確実に当年収入（見込額）が見込める。 b. 申請時以降の収入見込額を，通常就業中ベースで算定したときの金額(*3) 以上として申告している（これ未満の額での申告は，根拠がないので不可とする）。 c. ア・イの状態を待つのではなく，a ・ b により早期に減免適否を判定する必要性を区長が特に認める。 ・ 添付書類により，見込額を算定する。
	特別事情がない者	添付書類 不要 ・ （①による月平均額×②の月数）により算定する。

(※1) 租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、適用後の額。

(※2) 算定を保留した場合は，算定可能な状態になるのを待って算定する。
（時期により売り上げの変動が激しい等の事情がある場合は，当該年の所得を確実に見込める段階または年間の所得の確定（確定申告）を待って算定するなど）
それまでは，現行の保険料を賦課したままとし，その額での納付義務を継続させる。
仮に算定可能な状態になって算定した結果，減免適用となった場合は，納付済保険料についても減免し，還付額が発生した場合は還付する。 → p. 57 **6-6 遡及適用と還付**

(※3)

通常就業中ベースで算定したときの金額

=

(イ)によって算出される事業休止前の平均月割収入額
(前年収入金額÷前年中で事業休止していない月数)

×

申請月以後の月数

(2) 給与所得

- ・ 給与所得 = 以下の①+②-③
- ・ 重複する添付書類がある場合は、1枚でよい。

① 当年1月～申請日の前月の収入実績額		
添付書類		
■(ア) 様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■(イ) 収入実績額を証明する書類		
特別事情がある者	退職・失業前の額の場合	雇用保険被保険者離職証明書、源泉徴収票 等
	退職・失業後、すでに再就職した場合の、再就職後の額の場合	給与明細書、様式第3号 等
	長期入院等による休職前後の額の場合	
特事情がない者		
・ 添付書類により算定する。 ・ (ア)と(イ)を照合し、齟齬があれば訂正する。 ・ 雇用保険被保険者離職証明書の賃金額には、非課税となる通勤手当も含まれているので、要注意。		

+

② 申請日の当月～当年12月の収入見込額		
特別事情がある者	ア. 再就職の意思がない者	添付書類 ■様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■様式第5号 ・ 添付書類によって申請時以降収入を得る見込みがない場合(*1)にのみ、0円と算定する。 <u>それ以外の場合は、算定を保留する(*2)。</u>
	イ. 長期入院等による休職の場合で今後の最低限の休職期間が確実に見込める者	添付書類 ■様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■休職期間を証明する書類（休職証明書 等） ■休職期間中の給与支給額を証明する書類（給与規定、様式第3号 等） ・ 添付書類によって申請時以降の当年中の収入額が確定している場合（0円である場合を含む）にのみ、算定する。 <u>それ以外の場合は、算定を保留する(*2)。</u>
	ウ. 再就職・復職済の者	添付書類 ■(ア) 様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■(イ) 再就職・復職後の給与支給額を証明する書類（給与規定、様式第3号(既支給額および前年の賞与実績額を記載) 等） ・ (イ)によって再就職・復職後の給与を算定できる場合にのみ、算定する。 <u>それ以外の場合は、算定を保留する(*2)。</u> ・ 添付書類により、見込額を算定する。 ・ (ア)と、(イ)による1月当たりの給与額および前年の賞与実績額等との間に、齟齬がないか照合し、必要があれば訂正する。

特別事情がある者	エ. 求職中の者	添付書類 ■(ア) 様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄 ■(イ) 失業・退職前の年間給与支給額を証明する書類 (失業・退職の前年の源泉徴収票，前勤務先が証明する様式第3号 等)					
		・求職中の者の申請時以降の収入見込額を算定することは本来は困難であるため，a～cの要件をすべて満たす場合にのみ，算定する。 <u>それ以外の場合は，算定を保留する(*2)。</u> a. その者以外の世帯員については確実に当年収入（見込額）が見込める。 b. 申請時以降の収入見込額を，通常就業中ベースで算定したときの金額(*3)以上として申告している（これ未満の額での申告は，根拠がないので不可とする）。 c. ア～ウの状態を待つのではなく，a・bにより早期に減免適否を判定する必要性を区長が特に認める。 ・添付書類により，見込額を算定する。					
特別事情がない者		添付書類 ■様式第2号「2 給与所得（給与所得申告書）」の欄					
		・上記添付書類・①の額とその添付書類・前年収入実績を基に，月給等の定例の基本給・各種手当・一時金の額等を見込み，算定する。					
(※1) 雇用保険を受給して求職中の者は，「再就職の意思がない者」とは認めない。 (※2) 算定を保留した場合は，算定可能な状態になるのを待って算定する。 それまでは，現行の保険料を賦課したままとし，その額での納付義務を継続させる。 仮に算定可能な状態になって算定した結果，減免適用となった場合は，納付済保険料についても減免し，還付額が発生した場合は還付する。 → p. 57 6-6 遡及適用と還付 (※3) <table><tr><td>通常就業中ベースで算定したときの金額</td><td>=</td><td>(イ)によって算出される 失業・退職前の平均月割収入額 (手当・賞与等も含めた平均額)</td><td>×</td><td>申請月以後の月数</td></tr></table>			通常就業中ベースで算定したときの金額	=	(イ)によって算出される 失業・退職前の平均月割収入額 (手当・賞与等も含めた平均額)	×	申請月以後の月数
通常就業中ベースで算定したときの金額	=	(イ)によって算出される 失業・退職前の平均月割収入額 (手当・賞与等も含めた平均額)	×	申請月以後の月数			

③ 給与所得控除額	簡易給与所得表による額。
------------------	--------------

(3) 年金所得（課税・非課税ともに）

年金所得 ＝ 以下の①－②

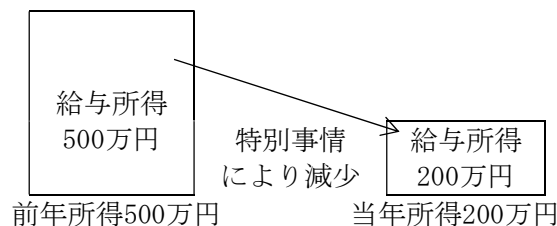
① 当年1月～12月中に振り込まれる年金額 (収入金額。非課税年金を除く。)	添付書類 ■様式第2号「1 年金所得（年金所得申告書）」の欄 ■次のいずれか - 年金振込通知書（前年度分＋当年度分） - 年金額改定通知書（前年度分＋当年度分）
	前年度分(当年2・4月振込)および当年度分(当年6・8・10・12月振込)により，当年(1～12月)の収入を算定する。

② 公的年金等控除額	公的年金等控除額表による額。
-------------------	----------------

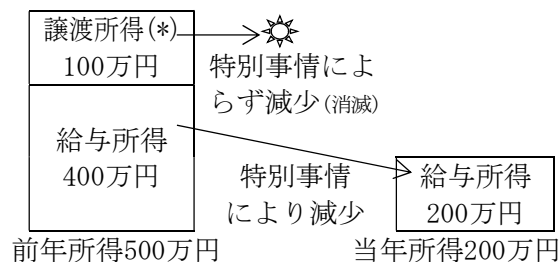
2-7 前年所得

← p. 21 ③ 所得激減要件

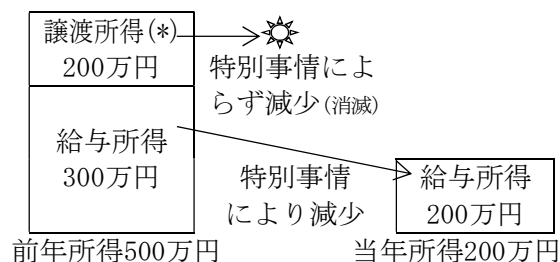
- ・「前年」とは、特別事情により所得が5割以下になった年の前年のことである。
- ・保険料賦課情報で確認し、算定する。（所得に土地等の譲渡所得が含まれる場合、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用があれば、適用後の額で算定。）
- ・保険料賦課の基準日以降に異動があった世帯員は、保険料賦課情報に含まれていても前年所得に含めない場合があるので、要注意。 → p. 30 2-5 世帯
- ・譲渡所得もここでのいう所得に含まれるが、特別事情 → p. 25 2-4 特別事情 が原因となって譲渡所得が減少することは、通常は想定できない。
したがって、保険料賦課情報に譲渡所得が含まれている場合は、通常は前年所得から譲渡所得を除いた上で所得激減要件を判定すること（下図参照）。
特別事情と譲渡所得減少との因果関係が確認できた場合、または収用減免 → p. 26 2-4-1 **収用減免** に該当する場合のみ、前年所得に譲渡所得(*)を含んだ上で所得激減要件を判定する。



特別事情による所得減少は
500万円→200万円。
つまり特別事情により所得が5割以下
になっているので、
所得激減要件 → p. 21③ を
満たす。



特別事情による所得減少は
400万円→200万円。
つまり特別事情により所得が5割以下
になっているので、
所得激減要件 → p. 21③ を
満たす。



特別事情による所得減少は
300万円→200万円。
つまり特別事情により所得が5割以下
になっているとは言えないので、
所得激減要件 → p. 21③ を
満たさない = 減免不可。

(*) 租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、適用後の額で算定。

2-8 所得要件

← p. 21④ 所得要件

- ・ 実収月額 = 当年所得 → p. 31 **2-6 当年所得** ÷ 12
- ・ 神戸市国民健康保険の保険料減免上の実収月額と若干異なっているので、混同しないこと。
神戸市国民健康保険の保険料減免上の実収月額（神戸市国民健康保険条例施行規則第13条第1号「当該年の1箇月当たり所得の見込額」）は、
 - ・ 青色専従者控除および白色専従者控除の規定を適用せずに算定した金額である
 - ・ 年金所得の特別控除があるという点が、神戸市介護保険の保険料減免上の実収月額と異なっている。
- ・ 収用減免に該当する場合は、この要件を要しない。

2-9 賦課段階下落要件

← p. 21 ⑤ 賦課段階下落要件

- ・各世帯員の当年所得を、下記「市民税非課税基準」に照らし、下記のとおり認定する。
- ・収用減免に該当する場合は、この要件を要しない。

各世帯員の当年所得を算定する → p. 31 2-6 当年所得



区 分	市民税非課税基準に該当するかどうか
下記以外の者	当該世帯員の当年所得が 35万円×（控除対象配偶者・扶養親族数+1）+10万円+21万円（*） 以下であれば、「市民税非課税基準に該当する」。 （*）加算額21万円は控除対象配偶者等がある場合のみ加算 （地方税法第295条第3項・ 神戸市市税条例第19条の2第3項参照）
翌年の1月1日時点で 未成年者、障害者、寡婦 または寡夫である者	当該世帯員の当年所得が135万円以下であれば、「市民税非課税基準に該当する」。 （地方税法第295条第1項第2号参照）

・市民税非課税基準に該当するかどうかの判定は、扶養親族の要件を満たす人（合計所得金額48万円以下）を世帯員の誰の扶養親族として設定するかにより、判定結果が異なる場合がある。これについて、減免申請者からの具体的な申出がない場合の原則的な判定順序は、市民税非課税基準に該当する人数が最大限になるようにするものとし、具体的には

→ 次ページ「【参考】所得激減減免 市民税非課税基準判定順」のとおりとする。

・世帯外の者の扶養は、相手方から申出がない限り勘案しない。

・相手方から、世帯外の者も扶養親族に入っている（非課税基準額が上がる）旨の申出があった場合は、当年度の市民税納税通知書、証明書などにより、扶養親族数が確認できた場合など、適正な申出と認める場合は、認めることとする。

・控除対象配偶者・扶養親族数、障害者、寡婦、寡夫の認定については、特に前年と異なっていることが明らかになっている場合を除き、当年度の市民税課税情報により判定するものとし、その把握のために、当年度の市民税納税通知書(写)を提出させるものとする。

添付書類 ■ 当年度の市民税が課税されている者の市民税納税通知書(写)



所 得 状 況		→	減免区分
世 帯	本人の課税年金収入額 + 合計所得金額		
世帯全員が市民税非課税基準に該当する。	80.9万円以下	→	第1段階相当
	80.9万円超120万以下	→	第2段階相当
	120万円を超える	→	第3段階相当
本人は市民税非課税基準に該当するが、 世帯員のうち該当しないものがある。	80.9万円以下	→	第4段階相当
	80.9万円を超える	→	第5段階相当

【参考】 所得激減減免 市民税非課税基準判定順

※非課税判断をする際の所得金額は、地方税法上の合計所得金額で行う。

1 世帯員のうち見込所得金額が45万円以下は、無条件で非課税と判定する。
【単身者の神戸市市民税均等割非課税基準】

2 世帯員のうち、1に該当するもの以外で、次に該当するもので見込所得金額 135万円以下のものは、無条件で非課税と判定する。
賦課期日の属する年の翌年の1月1日時点で未成年者・障害者・寡婦・寡夫
(障害者・寡婦・寡夫においては、賦課情報「非減免コード」による)
【未成年者・障害者・寡婦・寡夫の市民税均等割非課税基準】

3 世帯員のうち見込所得金額58万円以下の配偶者・親族の人数（1・2の該当者を含む。）
【同一生計配偶者・扶養親族の所得要件】

① 人

4 1・2で非課税と判定されなかった人を、
第1順位 本人（本人が1・2該当の場合は除く）
第2順位 所得の少ない者順
に並べて、3の人数①を扶養親族として、次の表により順番にあてはめて非課税判定する。

この③の人数が①の人数の範囲内にある人は非課税基準該当とする。

所得の少ない順	氏 名	見込み所得金額	必要扶養人数 ②	②の累計 ③	非課税基準 該当
本 人		円	人	人	該当・非該当
(1・2で非課税とならなかった場合のみ)					
本人以外で所得が少ない順に並べる。	1	円	人	人	該当・非該当
	2	円	人	人	該当・非該当
	3	円	人	人	該当・非該当
	4	円	人	人	該当・非該当

下の表により判定

見込所得額 (万円)	45万円超 101万円以下	～136	～171	～206	～241	～276	～311
必要扶養人数	1	2	3	4	5	6	7

※簡易給与所得表及び給与所得の速算表は巻末資料をご覧ください。
※年金控除に関しては巻末資料をご覧ください。

3 法第63条適用者減免

根拠規定 神戸市介護保険条例 第23条第3号

神戸市介護保険条例施行規則 第33条第2号, 第34条第6項

減免申請書（様式第1号の1）の関係部分

様式第1号の1

介護保険 保険料減免申請書

神戸市 区 区 宛

下記の通り、介護保険料の減免を申請します。

令和 年 月 日

減免を受ける人									
保険者番号					被保険者番号				
フリガナ					生年月日		大正 年 月 日 昭和 年 月 日		
氏名					生年月日		大正 年 月 日 昭和 年 月 日		
住所					電話番号		— —		
世帯に属する人									
氏名 (本人)									
障害・寡婦					有 / 無		有 / 無		有 / 無
減免を希望する保険料									
年度					通知を受けた保険料額		保険料段階		
年度					円		第 段階		

あてはまるものに✓をつけて、必要事項を記入してください。

☐ 失業・事業の休廃止									
主たる生計維持者が(失業 / 事業を休廃止)した。									
氏名					離職日		年 月 日		
☐ 死亡・障害・長期入院									
主たる生計維持者が(死亡 / 障害 / 長期入院)した。									
氏名					事由発生日		年 月 日		
☐ 災害									
災害の種類		被災割合		%		事由発生日		年 月 日	
☐ 刑事施設等への拘禁									
開始日		年 月 日		終了日		年 月 日			
☐ 神戸市在日外国人等福祉給付金受給									

神戸市使用欄 起案日 令和 年 月 日 決裁日 令和 年 月 日

前年世帯所得 ①		円		当年世帯所得 ②		円	
月額所得 ③ / 12		円		減少割合 (①-②) / ①		%	
賦課の元となる		円		2. 激減		3. 給付金	
所得又は収入の見込み額		第 段階		第 段階		課長 係長 担当	
決裁番号		NO.		開始		年 月	
承認 / 不承認		終了		年 月		%	

3-1 減免対象者

介護保険法第63条の規定の適用を受ける者（刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設(*)に拘禁された者）で、その期間が2か月を超える者。

(*) 対象施設は次のとおり。拘禁期間中は介護給付・予防給付を行わないこととされている。

刑事施設	拘禁刑に処せられた者，刑事被告人，被疑者等が拘禁（勾留）される所。
労役場	労役場留置（罰金または科料を完納することができない者に対して言い渡される換刑処分）に処せられた者が拘禁される所。刑事施設に付設される。
警察官署に付属する留置場	被疑者の留置のほか，いわゆる「代用監獄」として上記の刑事施設に代用されて使われる所。
監置場	監置（法廷等の秩序を乱した者に対して科される制裁）が科された者が留置される所。

次に掲げる書類などにより，拘禁の事実および拘禁期間を確認し認定する。

なお，被疑者の留置・勾留，監置場留置については，通常は2か月を超えることはあり得ないため，減免対象者となることはない。

区 分	添付書類
拘禁刑による拘禁の場合	■判決書の写し，刑務所在所証明書
被告人としての勾留の場合	■勾留の裁判を証する書類，刑事施設・留置場等の在所証明書 ※ やむを得ない事情により在所証明書を提出することができない場合は，「拘禁期間についての照会回答書」（様式第7号）により公用照会する。

3-2 減免額

減免対象の保険料	減免割合
拘禁が開始された日の属する月から，拘禁が終了した日の属する月の前月までの月割保険料額。 ただし，減免申請期限の延長は最大でも翌々年度中まで → p. 55 (3) であるため，遡及して減免 → p. 57 6-6 遡及適用と還付 できるのは最大で前々年度分まで。	全額免除

4 制度的無年金者（神戸市在日外国人等福祉給付金受給者）減免

根拠規定 神戸市介護保険条例 第23条第3号

神戸市介護保険条例施行規則 第33条第1号ウ(ウ)，第34条第5項第2号，第4号

4-1 減免対象者

次の①②の要件をともに満たす者。

- ① 保険料段階が第2・3段階。
- ② 当該年度の保険料賦課の基準日において「神戸市在日外国人等福祉給付金支給要綱」に基づく「神戸市在日外国人等福祉給付金」（以下「給付金」という。）について、次のいずれかに該当する。

ア 賦課期日現在において給付金の要件に該当（制度的に公的年金の受給資格を満たすことができなかった）し、給付金を受給している。（*）

イ 賦課期日現在において給付金について支給制限がかかっているが、その理由が他の自治体を実施する同様の給付制度の受給対象となっていることによる場合（同要綱第4条第4号）であり、その他に支給制限の理由がない。

（*）給付金の受給判定

給付金は、毎年8月に現況確認を行い、前年中の所得状況等により支給制限の対象にならないか調査し、10月支給分（7月から9月まで相当分）から反映されるが、減免対象者については、第1段階の老齢福祉年金受給の判定と同じく、4月1日現在の状況で確定する。

現況確認による支給状況の変更は、翌年度分の保険料減免の適否において反映することとなる。

4-2 減免額

減免対象の保険料	減免割合	減免額
	136分の89	左記の 減免対象の保険料 × 減免割合
年度の保険料	※ただし、保険料額の端数処理により、136分の89を減免すると第1段階相当額よりも低い額となるときは、第1段階相当額までの減免とする。	

4-3 申請に関する特例取扱い

制度的無年金者（神戸市在日外国人等福祉給付金受給者）に対する減免については、給付金支給手続とその後の当該年度分の保険料額決定の一連の手続において、減免要件該当が基本的に市において明らかになる。

このように減免対象者が減免要件該当の確定について、既に市に対し一定の手続的負担を負っていることを前提に、事務の円滑化と対象者の便宜等を勘案し、当分の間、申請を待たずに減免規定を適用することとする。

5 災害減免

根拠規定 神戸市介護保険条例 第23条第1号

神戸市介護保険条例施行規則 第34条第1項、第2項

減免申請書（様式第1号の1）の関係部分

様式第1号の1

介護保険 保険料減免申請書

神戸市 区長宛

下記の通り、介護保険料の減免を申請します。

令和 年 月 日

減免を受ける人									
保険者番号					被保険者番号				
フリガナ					生年月日		大正 年 月 日 昭和 年 月 日		
氏名					生年月日		大正 年 月 日 昭和 年 月 日		
住所					電話番号				
世帯に属する人									
氏名					(本人)				
障害・寡婦					有 / 無		有 / 無		有 / 無
減免を希望する保険料									
年度					通知を受けた保険料額			保険料段階	
年度					円			第 段階	

あてはまるものに✓をつけて、必要事項を記入してください。

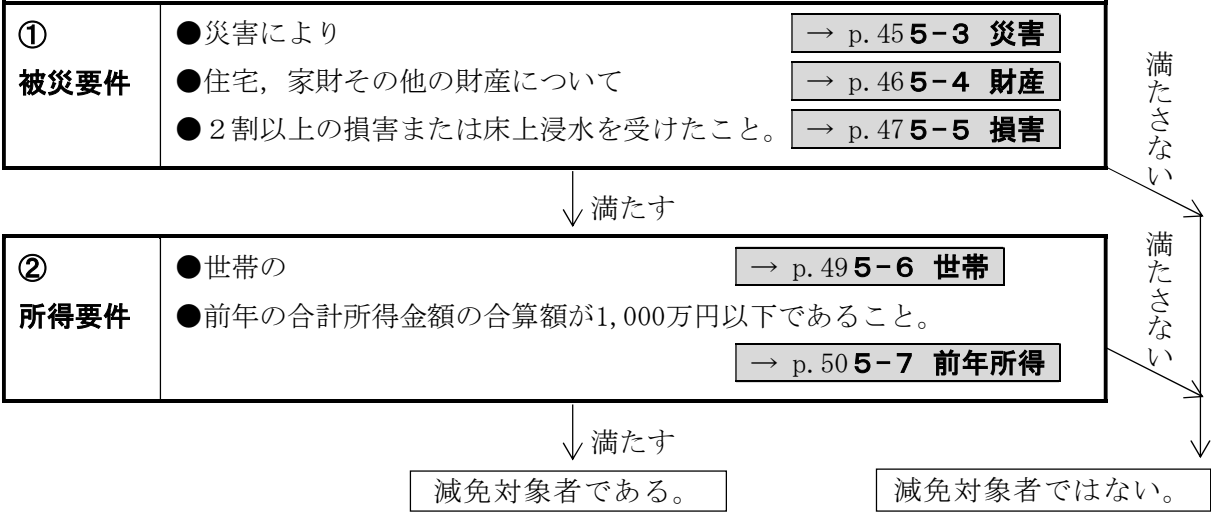
☐ 失業・事業の休廃止									
主たる生計維持者が（失業 / 事業を休廃止）した。									
氏名					離職日		年 月 日		
☐ 死亡・障害・長期入院									
主たる生計維持者が（死亡 / 障害 / 長期入院）した。									
氏名					事由発生日		年 月 日		
☐ 災害									
災害の種類					被災割合		%		事由発生日
災害の種類					被災割合		%		事由発生日
☐ 刑事施設等への拘禁									
開始日					年 月 日		終了日		
開始日					年 月 日		終了日		
☐ 神戸市在日外国人等福祉給付金受給									

神戸市使用欄 起算日 令和 年 月 日 決算日 令和 年 月 日

前年世帯所得 ①		円		当年世帯所得 ②		円	
月額所得 ③ / 12		円		減少割合 (①-②) / ①		%	
賦課の元となる		円		2 激減		3 給付金	
所得又は収入の見込み額		第 段階		第 段階		課長	
決算番号		NO.		開始		年 月	
承認 ・ 不承認		終了		年 月		%	
係長		担当		受付			

5-1 減免対象者

次の①②の要件をともに満たす者。



5-2 減免額

(1) 減免対象の保険料

被災月以降，被災月（＝災害を受けた日の属する月）を含めて6か月間である。

被災月	減免対象の保険料		
	被災月が属する年度分の保険料	+	左欄の翌年度分の保険料
4月～10月	被災月以降，被災月を含めて6か月間 (被災月からその5か月後までの間) の月割保険料額		
11月	11～3月分の月割保険料額	+	4月分の月割保険料額
12月	12～3月分の月割保険料額	+	4～5月分の月割保険料額
1月	1～3月分の月割保険料額	+	4～6月分の月割保険料額
2月	2～3月分の月割保険料額	+	4～7月分の月割保険料額
3月	3月分の月割保険料額	+	4～8月分の月割保険料額

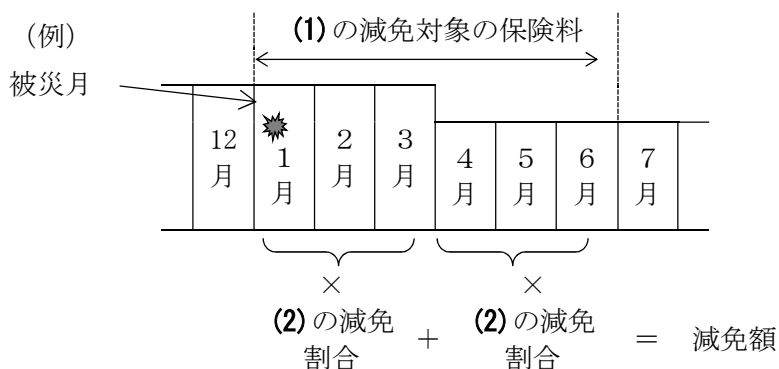
(2) 減免割合

損害割合	世帯の前年の合計所得金額		
	100万円以下	100万円超 500万円以下	500万円超 1,000万円以下
20%以上50%未満 または 床上浸水	7割減免	5割減免	3割減免
50%以上 または 半壊・半焼・全壊・全焼・ 流失・大規模半壊	10割減免	7割減免	5割減免

(3) 減免額

・ 減免額 ＝ (1) の減免対象の保険料 × (2) の減免割合

・ (1) の減免対象の保険料の年度がまたがる場合は，次のとおり。



5-3 災害

← p. 43 ① 被災要件

- ・「災害」の範囲は次のとおりとする。
 - ・震災，風水害，火災，冷害，雪害，干害，落雷，噴火その他の自然現象の異変による災害
 - ・鉱害，火薬類の爆発その他の人為による異常な災害
 - ・害虫，害獣その他の生物による異常な災害
- ・盗難，横領，詐欺，恐喝，交通事故などによる損害は対象外。（※注）
- ・大規模事故等により全市的に各種施策で支援を行う場合等は，その都度，災害として取り扱うかどうか判断する（市税と同様）。

（※注）

ただし、公的機関からの情報提供等により、犯罪被害者であることが確認できた場合は、対象とする。

5-4 財産

← p. 43 ① 被災要件

- ・「住宅，家財その他の財産」の範囲は次のとおりとする。
 - ・居住する家屋 （持ち家・賃貸ともに含む）
 - ・居住する家屋に所属する家財
 - ・所有する事業用の資産 （事務所・資材・商品・土地など）
- ・家屋で所有するが居住しておらず事業用でもないもの（自己用の別荘等）は対象外。

5-5 損害

← p. 43 ① 被災要件

- ・ 下記(1)～(3)のいずれか1つについて損害を受けた場合に、その損害割合を算定する。
- ・ (1)～(3)のうち複数について損害を受けた場合は、各損害割合のうち最大のものを採用する。
ただし自宅兼用の事業所（自家店舗など）は、まとめて(1)として扱う。自宅部分を(1)、事業所部分を(3)として別々に算定することはしない。
- ・ 事業用の資産を所有していない場合は、通常は実質的に(1)を算定するだけで足りる。
- ・ 災害による損害に対して支給される火災保険金・損害保険金などについては、考慮しない。
- ・ 損害割合は減免割合に関係するので重要。 → p. 44 (2) 減免割合

(1) 居住する家屋

原則として、下記の方法により算定する。

添付書類 ■ り災証明書（市町村の機関が発行するもの）・被災証明書	
添付書類に基づき次のとおり算定する。	
火災の場合において、焼失床面積・水損(*1)面積・煙損(*2)面積が明示されている場合	損害割合 = (焼失床面積 + 水損面積 + 煙損面積) ÷ 延床面積
証明内容が「床上浸水」の場合	損害割合 = 20%以上50%未満とみなす。
証明内容が「半壊・半焼・全壊・全焼・大規模半壊・流失」の場合	損害割合 = 50%以上とみなす。

(*1) 水損 … 類焼防止のために行われる消防活動によって、家屋の屋根、外壁、内装部分または家財について発生した損害で当該部分を改修しなければならない必要性が客観的に認められるもの。

(*2) 煙損 … 自家または他家の火災から発生した煙によって家財について発生した損害で、通常の用法では廃棄することが相当であると客観的に認められる程度に達しているもの。

(参考1) り災証明書の仕組み

災害の種類		発行者	証明内容
火災	通常規模の火災	消防署長	焼失床面積、延床面積
	大規模な火災	消防署長	「全焼・半焼・水損」の別
火災以外		区長 (神戸市の場合)	「全壊・大規模半壊・半壊・一部破損・流失・床上浸水・床下浸水」の別

(参考2) 「半壊・半焼・全壊・全焼・大規模半壊」の定義

	損壊部分が その住家の延床面積の		住家の主要な構成要素の経済的被害を 住家全体に占める損害割合で表わし、 その住家の損害割合が
半壊・半焼(*3)	20%以上 70%未満	または	20%以上 50%未満
大規模半壊(*4)	50%以上 70%未満	または	40%以上 50%未満
全壊・全焼(*5)	70%以上	または	50%以上

根拠 (*3)「災害の被害認定基準について」

(平成13年6月28日府政防第518号 内閣府政策統括官(防災担当)通知)

(*4)「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」

(平成19年12月14日府政防第880号 内閣府政策統括官(防災担当)通知)

尚、神戸市消防局が発行する罹災証明書については、令和5年12月28日付の事務連絡「罹災証明書の様式改訂に伴う対応について」のとおりのお取り扱いとすること。

また、令和6年3月18日付消予第3025号により、申請者の本人同意は不要である。

(2) 居住する家屋に付属する家財

① 原則

(1)による算定と同じ割合とみなす。

② 原則によりがたい場合

添付書類 ■財産被害状況明細表(様式第4号)等

添付書類に基づき、次のとおり算定する。

損害割合 = 損害額 ÷ 家財全体の総額 (額はいずれも損失直前の時価による)

(3) 所有する事業用の資産

① 家屋の場合

(1)と同じ方法による。

② 家屋以外の場合

(2)と同じ方法による。

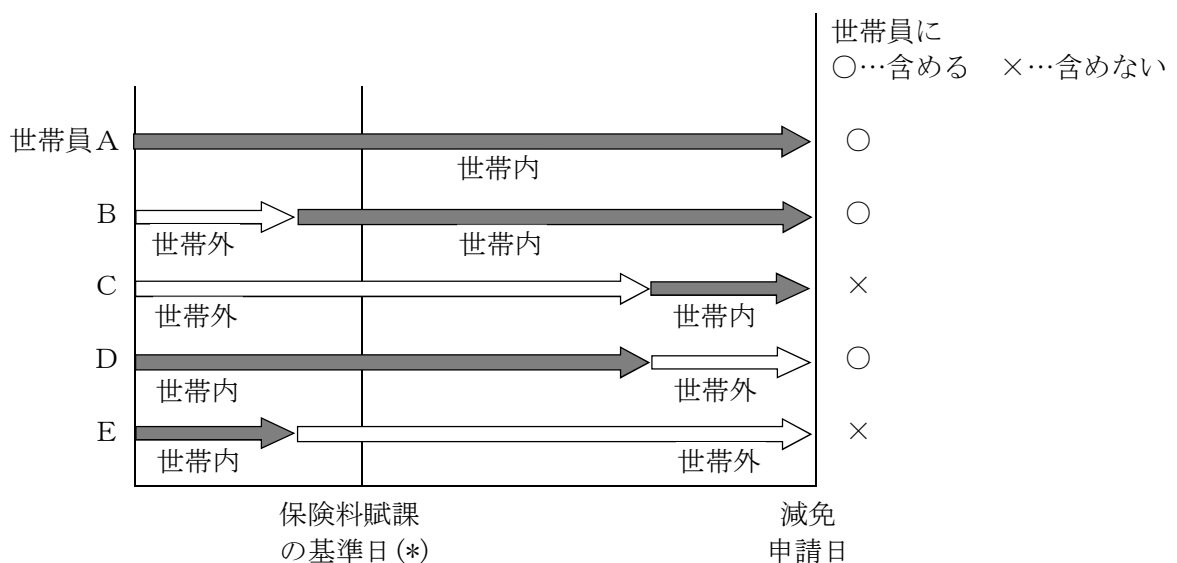
凍害、霜害等による農作物等の被害もここに含まれる。仮にそれが「2割以上の損害」と算定されず災害減免が適用されなかった場合でも、それが原因となって所得減少が生じた場合には、「自身の事業について著しい損失を受けた」ものとして、所得激減減免 → p. 20の対象となり得る。

5-6 世帯

← p. 43② 所得要件

- ・減免申請者の属する世帯の、すべての世帯員のことである。
 - ・上記「世帯員」とは、本来保険料算定の際の世帯員（世帯主を含む）と同じである。すなわち、
 - ・被災年度（＝災害を受けた日の属する年度）の保険料賦課の基準日(*)時点において、
 - ・住民基本台帳上、減免申請者と同一世帯に属する者
- である。

したがって、保険料賦課の基準日より後に世帯から転出したり死亡したりした者があっても、当該転出者・死亡者の所得は所得要件の算定に含める。



(*) 保険料賦課の基準日とは → p. 4の(*)

- ・世帯員を本来保険料算定の際と同じにしている趣旨は、災害時において迅速に行うことにある。したがって、
 - ・保険料賦課の基準日より後に世帯から転出したり死亡したりした者があるため、
 - ・その者を含めた世帯前年所得 → p. 50 **5-7 前年所得** は1,000万円超であるが、
 - ・その者を除いた世帯当年所得が1,000万円以下となる見込みの場合
- であっても、災害減免は適用しない。（ただし所得激減減免の要件 → p. 21 **2-1 減免対象者** に該当すれば、その適用の余地はある）。

5-7 前年所得

← p. 42② 所得要件

- ・「前年」とは、被災年度（＝災害を受けた日の属する年度）の初日（4月1日）が属する年の前年のことである。
- ・保険料賦課情報で確認し、算定する。（所得に土地等の譲渡所得が含まれる場合、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用があれば、適用後の額で算定。）
- ・所得要件を当年見込み所得ではなく、前年所得により判定している趣旨は、災害時において手続を迅速に行うことにある。したがって、
 - ・前年所得は1,000万円超であるが、
 - ・当年所得は1,000万円以下となる見込みの場合であっても、災害減免は適用しない。（ただし所得激減減免の要件 → p. 21 **2-1 減免対象者** に該当すれば、その適用の余地はある）
これは本市の市税・国民健康保険料と同じ扱いである。

6 減免の手続

6-1 申請書の交付

- ・ 申請書は「様式第1号の1」「様式第1号の2」の2種類がある。
交付すべき申請書については → p.53 **6-3 申請書の提出** を参照。
- ・ 申請書交付の依頼があった場合は、適用の見込みの有無にかかわらず、必要枚数を交付する。
- ・ 電話で申請書交付依頼があった場合は、原則として申請者または法定代理人の自宅に郵送する。
電話による依頼の場合、代理権が確認できないので、代理人宅へは原則として送付しない。
ただし、依頼者が担当の「えがおの窓口」であることが確認できた場合は、代行による申請が推測されるので、えがおの窓口への郵送は認める。
- ・ 申請書の交付にあたっての留意点
 - ・ 高齢者一般への減免、所得が低い・生活が苦しいと申し立てる人一般への減免等と誤解・曲解していないか（特に生活困窮者減免）を確認し、必要に応じて減免の要件を説明すること。
 - ・ 生活困窮自体を訴える場合、あるいは、通常はあり得ないような生活状況を申し立てる者（一切の収入も預貯金がない等の申立て）については（特に生活困窮者減免）、生活全体の問題として、生活保護制度についてもあわせて示すこと（意向のある場合は生活保護の相談に行かせること）。
 - ・ 被保険者またはその同居親族からの相談の際に、賦課情報等から非該当が見込まれる場合は、減免要件に該当しない旨を説明し、できるだけ納得させるように努め、その上で申請書を交付または郵送する（本人または同居親族以外の者から相談がある場合、賦課情報には守秘義務がかかっていることに留意すること）。
- ・ 犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る減免についての取扱いについては、令和6年3月13日付事務連絡を参照のこと。

6-2 申請書の作成

- ・被保険者または代理人が自ら作成する。
代理人により作成する場合は、代理権を証する書面（委任状・代理権授与通知書。押印要）の添付が必須。
- ・申請書の作成は、手書きでも機械作成等でも可。
- ・高齢者夫婦等、要件の基礎事実がまったく同一と認められる場合は、連名による申請を認める。

6-3 申請書の提出

減免の種類	提出書類		提出方法 (所管区に提出する)
	申請書	添付書類	
1 生活困窮者減免	様式 第1号 の2	収入金額を証明する書類等。 詳細は → p. 3 1-1 減免対象者 以降の説明に従って添付資料 ■ の表示のある個所のとおり。 翌年度以降に申請期限延長のうえ申請する場合 → p. 65 (3) は、申請遅延の理由に関して必要と認められる書類。	・ 郵送または来庁により提出。 ・ 来庁の場合は、本人または同居親族が来庁し、被保険者証を提示して、提出する。 ・ 本人以外の者が代理人として来庁した場合は、代理権を証する書面（委任状・代理権授与通知書。押印要）を添付させる。 ・ 本人以外の者が委任状を持参せず、使者（代行）として来庁した場合は、受け取って、郵送があった場合と同様に取り扱う。 ・ 原則として来庁により提出。 個々の事情により必要書類が異なり煩雑であるので、受領時に確認が必要なため。 ・ 本人または同居親族が来庁し、被保険者証を提示して、提出する。 ・ ただし、心身状況その他により来庁が困難であることの申し立てがある場合で、区長においてやむを得ないと認めるときは、郵送による申請も認める。
3 法第63条適用者減免	様式 第1号 の1	拘禁期間を証明する書類等。 詳細は → p. 39 の 添付資料 ■ の表示のある個所のとおり。	
2 所得激減減免		様式第2号、 特別事情を証明する書類等。 詳細は → p. 21 2-1 減免対象者 以降の説明に従って添付資料 ■ の表示のある個所のとおり。	
5 災害減免		災害による損害割合を証明する書類等。 詳細は → p. 43 5-1 減免対象者 以降の説明に従って添付資料 ■ の表示のある個所のとおり。	
4 制度的無年金者 (神戸市在日外国人等福祉給付金受給者) 減免	当分の間、申請行為は不要。 → p. 41 4-3 申請に関する特例取扱い		

6-4 申請期限

申請期限は、減免理由の生じた日後最初に到来する納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）である。

減免の種類	減免理由が生じた日	申請期限	備考
1 生活困窮者減免	原則として、保険料賦課の基準日	保険料額決定通知後の最初に到来する納期限または年金支払日	申請期限後に、減免申立てがあり、申請期限の延長 → p. 55 も認められない場合で、収入要件 → p. 3 ② ・扶養要件 → p. 3 ③ に該当していることが見込まれ、生活困窮をうったえるときは、「申請時点において準要保護者要件 → p. 3 ④ に該当した」という申立てとみなして、申請月以後の月割額を対象とした減免申請として受理することができる。
	年度途中に扶養要件または準要保護者要件に該当した場合は、扶養要件または準要保護者要件該当日	左欄の日後最初に到来する納期限または年金支払日	
3 法第63条適用者減免	拘禁期間が2箇月を超えた日		
2 所得激減減免	原則として、特別事情により世帯所得が前年の5割以下に減少することを見込むことができた日 (最大限遅く認定した場合でも、特別事情による所得激減が生じた年分の所得を対象とする確定申告期間の初日とする)		特別事情の生じた日と減免理由の生じた日は必ずしも一致しない。
5 災害減免	・原則として災害の発生した日 ・災害が継続している場合においては、災害がやんだ日 ・広域にわたる災害であること等により、被害の認定に時間がかかる場合は、被害が認定された日（り災証明書・被災証明を受けることができる日）		広域な災害、甚大な災害の場合は、条例第27条の規定による納期限の延長（普通徴収）の適用にも留意すること。
4 制度的無年金者（神戸市在日外国人等福祉給付金受給者）減免	原則として、保険料賦課の基準日	保険料額決定通知後の最初の納期限または年金支払日	当分の間、申請行為は不要。 → p. 41 4-3 申請に関する特例取扱い

6-5 申請期限の延長

災害その他申請遅延について「やむを得ない事情」があると認められる場合は、申請期限を延長することができる。

(1) 「やむを得ない事情」とは

- ・「やむを得ない事情」に該当するかどうかは、個別具体的な事情に応じて、区長が判断する。
- ・事情発生日と申請期限が近接している場合（概ね10日以内）において、相当の期間内（概ね10日以内）に申請があった場合は、申請期限延長の取扱いにより処理して差し支えない。
特に、保険料賦課の基準日時点で減免理由が生じている生活困窮者減免・制度的無年金者減免について、特別徴収の場合において、年金支給日の直前（おおむね10日以内）に保険料額の決定通知がされた場合は、通知到着からおおむね10日以内は期限内とみなして受理して差し支えない。
- ・不知については一般的には考慮しないが、災害の場合の被災状況や、失業、事業廃止等の事情に鑑み、申請が困難である状況が認められる場合は、事情に応じ延長を認めて差し支えない。
- ・災害により条例第27条の規定により納期限を延長した場合（普通徴収）は、減免申請期限の延長の取扱いではなく、納期限自体の延長となる。

(2) 申請期限の延長の限度…原則

- ・申請期限の延長は、原則として、年度内を限度とする。
- ・この場合で、この取扱要領の定めるところに従い相当と認めるときは、特段の手続なく申請期限の延長を認めるものとする。

(3) 申請期限の延長の限度…例外

- ・所得激減減免または災害減免の場合で、特別事情が生じた日または被災日が1月から3月までの間のときは、翌年度内を限度とする。
- ・また、例外的に、
 - ① 病気、入院、寝たきりなどの心身の状況により、被保険者が減免制度を不知であったことがやむを得ないと区長が認めるとき。
 - ② 被保険者またはそれに代わって申請行為を行い得る者が、天災の被災、家族の不幸その他やむを得ない事由が申請直前まで継続していたことにより申請行為ができなかったと区長が認めるとき。

のいずれかに該当し、かつ、被保険者が減免対象の保険料を納付することが申請時点で困難であると区長が認めるときは、本来保険料の賦課の時効（＝本来保険料を更正し得る期限。下表のとおり）まで申請受付を認めることができる。

本来保険料の賦課徴収の方法		左欄保険料の賦課の時効 ＝ 左欄保険料を更正し得る期限 ＝ 左欄保険料の減免の申請期限の延長の限度
年度当初（4月1日）から 賦課	特別徴収	翌々年度の5月10日
	普通徴収	翌々年度の6月30日
年度途中（4月1日以外）から賦課		その日（＝資格取得日）の2年後の同日

- ・これら年度を超える延長の場合は、原則として次のとおり、介護保険条例第27条および介護保険条例施行規則第36条に基づく申請期限延長の可否決定の手続を行うものとする。

① 年度超の申請期限延長が認められる者からの申立ての場合の処理

添付書類 ■申請遅延の理由に関して必要と認められる書類

ア 申請受理後、申請書の表題付近に「兼災害等による期限の延長申請書」というゴム印を押印または手書きする（特に区長が認める決裁である趣旨に鑑み、朱印または朱書きのこと）。

イ 申請書処理欄の「期限延長」欄を「可」として、減免の適否と合わせて決裁を受ける（延長申請承認の通知は不要）。

② 年度超の申請期限延長が認められる者以外からの申立ての場合の処理

ア 申請期限延長が認められる者以外からの申立ての場合は、できる限り、口頭で説明し了解を得ること。

イ あくまで申請書を提出する場合には

(ア) 申請受理の際に、減免申請書と合わせて「災害等による期限延長申請書（減免申請期限用）」（様式第11号）を徴する。

なお、当該申請書の提出をしない者については、減免申請書の表題付近に「兼災害等による期限の延長申請書」というゴム印を押印または手書きし、そのコピーを相手方に交付すること（期限延長申請を認識させるため）。

(イ) 様式第11号および減免申請書処理欄の「期限延長」欄を「否」として、減免の適否（否）と合わせて決裁を受ける。

(ウ) 期限延長申請の不承認通知（兼減免申請不承認通知）（様式第12号）に不承認の理由を付して送付する。

＜不承認理由（例）＞

「申請者の主張する…という理由は、神戸市介護保険条例第27条第1項の災害その他やむを得ない理由に該当すると認められないため。」

6-6 遡及適用と還付

(1) 減免の性質による原則

保険料の減免は、本来的には、保険料算定の基礎に含まれていない特別の事情が発生したことにより、保険料の負担能力が一時的に低下した場合について、その個別具体的な事情を勘案して保険料債務の一部または全部を免除するもので、性質的には保険料債務の消滅原因の1つである。

したがって、本来的には、未納付の保険料について行われるべきものである。

さらに、保険料は納期限までに納付されるべきものである性質上、納期前申請、納期前処理が原則とされる。

(2) 当面の取扱い

しかしながら、現実に減免事由の確認が申請期限までにできない場合があること、また、減免適用における公平性、現在の国民健康保険や市税の取扱いとの均衡等を勘案し、当面、各減免について取扱いを定める申請期限 → p. 54 **6-4 申請期限**（やむを得ない事情により延長された場合 → p. 55 **6-5 申請期限の延長** を含む）までに提出された減免申請に対しては、減免の適用を認める。

また、その場合には納付済保険料についても、保険料額減額処分に伴う還付として還付を行うこととする。

6-7 審査および決議処理

(1) 形式審査

申請があった場合、まず、申請者適格（第1号被保険者）の確認および記載項目充足等の形式審査を行う。

① 受理時の審査

ア 申請にあたって、記載不備・添付書類不足が明らかであるときは、できる限り不備を補正し、または必要書類を揃えたうえであらためて提出するように指導する。その場合、郵送による提出可。

イ 不備が明らかなものについて申請者の意向により一旦受理する場合、その場で直ちに補正依頼（様式第8号）を交付する。この場合、次の事項について伝えること。

(ア) 受理後の審査において補正必要箇所が追加判明する場合があるので、その場合は後日正式の補正命令が出されること。

(イ) 不足書類の補充等がない場合は、申請が却下されること。

② 受理後の審査

受理後の審査において、形式要件における不備・添付書類の不足等、補正必要箇所が判明した場合、期限を定めて補正命令（様式第9号）を発する。補正命令の期限は、概ね1週間を目途として指定する。

③ 形式要件不備の場合

補正命令の期限までに補正がない場合、あるいは補正が不可能な場合等、形式要件不備の場合は、決議を得て却下する（不承認通知）。

(2) 実体審査

申請の形式要件を満たすものについて、申請書の記載内容・添付書類・聴きとった内容等から実体審査を行い、要件の該当・非該当を判断する。減免適用の承認・不承認について、申請書の処理欄を利用して確認および決議を得る。

(3) 減免の承認・不承認の通知

① 承認・不承認通知の方法と期限

	通知方法	通知期限
承認の場合	納入通知書をもって承認通知に替える。	申請からおおむね6週間以内 (ただし、当該申請が、減免を受けようとする年度の保険料決定前の申請である場合は、当初賦課決定時に行う)
不承認の場合 (形式要件不備による却下の場合を含む)	減免不承認通知書(様式第10号)により行う。	申請からおおむね14日以内

② その他

減免申請に対して、承認・不承認の応答がない場合は、不作為の不服申立ての対象となる。この場合は、処分に対する不服申立てではないので、不服申立ての方法は、兵庫県介護保険審査会に対する審査請求ではなく、市長に対する審査請求または区長に対する異議申立のいずれかの方法を選択することになる。

6-8 減免の取消し

(1) 取消しになる場合

① 次のいずれかの場合は、当初に遡って減免を取り消す。

ア 申請内容に偽り・不正行為があり、当初から減免要件に該当していなかったことが判明した場合

イ 税における修正申告、所得額の変更、税における扶養者設定の変更等により、当初から減免要件に該当していないこととなった場合

② 特に生活困窮者減免の場合は、具体例として次の場合等が上記に該当するので、注意すること。

ア 前年の収入状況により申請した場合 → p. 8 1-5-1 収入金額の算定 … 前年収入に
よる場合 で、税情報異動により収入要件が非該当となったとき。

イ 当年の収入状況により申請した場合 → p. 10 1-5-2 収入金額の算定 … 当年収入に
よる場合 で、当該申請に偽りがあり、翌年度賦課情報において収入要件に該当しないことが判明したとき。

ウ 当初、扶養者の確認・関係者への届出受理等により扶養要件 → p. 15 1-6 扶養要件
を満たすとしていた場合で、市民税課税者に被扶養者設定されていることが判明したとき、
または、税の異動処理により市民税課税者に被扶養者設定がされたとき。

エ 当初、市民税非課税者の被扶養者として扶養要件該当 → p. 15 1-6 扶養要件 として
いた場合で、当該市民税非課税者が税異動により課税されたとき、または、非課税の申立が
当初から虚偽であることが判明したとき。

オ 事後確認調査により、当初から準要保護者要件 → p. 18 1-7 準要保護者要件 に該当
しない事由が判明したとき。

③ 取消し通知の方法

減免取消通知書（様式第13号）により行う。

(2) 取消しにならない場合

① 申請時の所得額の実績および見込額に偽り・不正行為がなく、申請後の予期できない事情の変更により結果として減免要件に該当しなくなった場合は、取消し（当初に遡っての減免廃止）も撤回（事情変更以後の減免廃止）も行わない。

② 特に生活困窮者減免の場合は、具体例として次の場合等が上記に該当するので、注意すること。

ア 当年の収入状況により申請した場合 → p. 10 1-5-2 収入金額の算定 … 当年収入に
よる場合 で、申請時以後の予期できない事情の変更により、結果として収入要件に該当し
なかったとき。

イ 扶養されていないことについての関係者への申出受理等後に新たに扶養状況が発生したと
き。 → p. 15 1-6 扶養要件

ウ 年度途中から市民税課税者の健康保険の被扶養者になったとき。 → p. 15 1-6 扶養要件

エ 申請以後に準要保護者要件に該当しない事由が新たに発生した場合（申請日以後に遺産相続等により多額の資産を有した場合等）。 → p. 18 1-7 準要保護者要件

7 その他共通事項

7-1 減免事由が重複した場合の取扱い

(1) 同一年度内に別の減免事由が発生した場合に、減免を重複適用することの可否

			当該年度分について既に適用している減免				
			1 生活 困窮者	2 所得激減	3 法63条 該当者	4 制度的 無年金者	5 災害
新たに適用しようとする減免	1 生活 困窮者	新困窮(*1)以外	—	—	○	×	○
		新困窮(*1)				○	
	2 所得激減		—	—	○	—	○
	3 法63条 適用者	第4段階(*2)以上	—	○	○(*3)	—	○
		第3段階(*2)以下	○	—		○	
	4 制度的無年金者		×	—	○	—	○
	5 災害	第4段階(*2)以上	—	○	○	—	○(*4)
		第3段階(*2)以下	○	—		○	

(2) 減免額算定の基礎としている月について別の減免事由が発生した場合に、減免を重複適用することの可否

			当該月分について既に適用している減免				
			1 生活 困窮者	2 所得激減	3 法63条 該当者	4 制度的 無年金者	5 災害
新たに適用しようとする減免	1 生活 困窮者	新困窮(*1)以外	—	—	—	×	○
		新困窮(*1)				○	
	2 所得激減		—	—	—	—	○
	3 法63条 適用者	第4段階(*2)以上	—	○	—	—	○
		第3段階(*2)以下	○	—		○	
	4 制度的無年金者		×	—	—	—	○
	5 災害	第4段階(*2)以上	—	○	—	—	○(*4)
		第3段階(*2)以下	○	—		○	

○ 重複適用可 × 重複適用不可 — 重複適用があり得ない組み合わせ

(*1) 新困窮減免 → p.4 (2) の備考

(*2) 保険料段階

(*3) 2回以上拘禁等の場合に可

(*4) 異なる災害の場合に可

(3) 生活困窮者減免と制度的無年金者減免の適用関係

制度的無年金者（神戸市在日外国人等福祉給付金受給者）が、生活困窮者減免の要件にも該当する場合の、神戸市介護保険条例施行規則上の規定および事務処理上の扱いは、下記のとおり異なっている部分があるので注意。（ただし減免額は結局同じになる）

① 神戸市介護保険条例施行規則上の規定

減免対象者			減免内容		
A	世帯の前年の収入が年間120万円＋35万円×（世帯員の人数－1）以下で、扶養要件・準要保護者要件を満たす者	規則33条1号ウ(ア)	a	A～Cのいずれかに該当する者（bに該当する者を除く） →14分の9軽減（基準額×0.25相当まで減免）	規則34条5項4号
B	失業等により、世帯の当年の収入が年間120万円＋35万円×（世帯員の人数－1）以下に減少し、扶養要件・準要保護者要件を満たす者	規則33条1号ウ(イ)	b	A・Bのいずれかに該当し、世帯の前年または当年の収入が年間60万円＋17.5万円×（世帯員の人数－1）以下の者 →28分の23軽減（基準額×0.125相当まで減免）	規則34条5項5号
C	制度的無年金者	規則33条1号ウ(ウ)			

② 事務処理上の扱い

制度的無年金者	生活困窮者減免の要件（120万円＋…）該当	新困窮減免(*)の要件（60万円＋…）該当	→	神戸市介護保険条例施行規則上の規定による扱い	事務処理上の扱い
該当	非該当	非該当	→	制度的無年金者減免を申請により適用 上記①では C→a	制度的無年金者減免を職権適用
該当	該当	非該当	→	制度的無年金者減免・生活困窮者減免のいずれか申請した方を適用 上記①では AかBかC→a	制度的無年金者減免を職権適用（生活困窮者減免は適用余地なし）
該当	該当	該当	→	新困窮減免(*)を直接適用（保険料段階2・3段階から直接基準額×0.125まで減免） 上記①では AかB→b ※Cから出発してbに行く制度はない	制度的無年金者減免を職権適用し、基準額×0.25まで減免した上で、新困窮減免(*)を重畳適用

(*) 新困窮減免 → p. 4 (2) の備考

7-2 区間異動時の処理

区間異動により異動以後の保険料分について賦課をやり直す場合において、旧区において減免を決定されている場合は、新区においてあらためて申請・審査手续をすることを要せず、減免適用後の額により賦課するものとする。

区間異動の場合、あらためて新区においてあらためて申請・審査手续をすることは要しない。

8 参考資料

8-1 簡易給与所得表

別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（第二十八条、第百九十条関係）

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
651,000	1,900,000	0	2,060,000	2,064,000	1,362,000	2,260,000	2,264,000	1,502,000
			2,064,000	2,068,000	1,364,800	2,264,000	2,268,000	1,504,800
			2,068,000	2,072,000	1,367,600	2,268,000	2,272,000	1,507,600
			2,072,000	2,076,000	1,370,400	2,272,000	2,276,000	1,510,400
			2,076,000	2,080,000	1,373,200	2,276,000	2,280,000	1,513,200
651,000	1,900,000	給与等の金額から650,000円を控除した金額	2,080,000	2,084,000	1,376,000	2,280,000	2,284,000	1,516,000
			2,084,000	2,088,000	1,378,800	2,284,000	2,288,000	1,518,800
			2,088,000	2,092,000	1,381,600	2,288,000	2,292,000	1,521,600
			2,092,000	2,096,000	1,384,400	2,292,000	2,296,000	1,524,400
			2,096,000	2,100,000	1,387,200	2,296,000	2,300,000	1,527,200
1,900,000	1,904,000	1,250,000	2,100,000	2,104,000	1,390,000	2,300,000	2,304,000	1,530,000
1,904,000	1,908,000	1,252,800	2,104,000	2,108,000	1,392,800	2,304,000	2,308,000	1,532,800
1,908,000	1,912,000	1,255,600	2,108,000	2,112,000	1,395,600	2,308,000	2,312,000	1,535,600
1,912,000	1,916,000	1,258,400	2,112,000	2,116,000	1,398,400	2,312,000	2,316,000	1,538,400
1,916,000	1,920,000	1,261,200	2,116,000	2,120,000	1,401,200	2,316,000	2,320,000	1,541,200
1,920,000	1,924,000	1,264,000	2,120,000	2,124,000	1,404,000	2,320,000	2,324,000	1,544,000
1,924,000	1,928,000	1,266,800	2,124,000	2,128,000	1,406,800	2,324,000	2,328,000	1,546,800
1,928,000	1,932,000	1,269,600	2,128,000	2,132,000	1,409,600	2,328,000	2,332,000	1,549,600
1,932,000	1,936,000	1,272,400	2,132,000	2,136,000	1,412,400	2,332,000	2,336,000	1,552,400
1,936,000	1,940,000	1,275,200	2,136,000	2,140,000	1,415,200	2,336,000	2,340,000	1,555,200
1,940,000	1,944,000	1,278,000	2,140,000	2,144,000	1,418,000	2,340,000	2,344,000	1,558,000
1,944,000	1,948,000	1,280,800	2,144,000	2,148,000	1,420,800	2,344,000	2,348,000	1,560,800
1,948,000	1,952,000	1,283,600	2,148,000	2,152,000	1,423,600	2,348,000	2,352,000	1,563,600
1,952,000	1,956,000	1,286,400	2,152,000	2,156,000	1,426,400	2,352,000	2,356,000	1,566,400
1,956,000	1,960,000	1,289,200	2,156,000	2,160,000	1,429,200	2,356,000	2,360,000	1,569,200
1,960,000	1,964,000	1,292,000	2,160,000	2,164,000	1,432,000	2,360,000	2,364,000	1,572,000
1,964,000	1,968,000	1,294,800	2,164,000	2,168,000	1,434,800	2,364,000	2,368,000	1,574,800
1,968,000	1,972,000	1,297,600	2,168,000	2,172,000	1,437,600	2,368,000	2,372,000	1,577,600
1,972,000	1,976,000	1,300,400	2,172,000	2,176,000	1,440,400	2,372,000	2,376,000	1,580,400
1,976,000	1,980,000	1,303,200	2,176,000	2,180,000	1,443,200	2,376,000	2,380,000	1,583,200
1,980,000	1,984,000	1,306,000	2,180,000	2,184,000	1,446,000	2,380,000	2,384,000	1,586,000
1,984,000	1,988,000	1,308,800	2,184,000	2,188,000	1,448,800	2,384,000	2,388,000	1,588,800
1,988,000	1,992,000	1,311,600	2,188,000	2,192,000	1,451,600	2,388,000	2,392,000	1,591,600
1,992,000	1,996,000	1,314,400	2,192,000	2,196,000	1,454,400	2,392,000	2,396,000	1,594,400
1,996,000	2,000,000	1,317,200	2,196,000	2,200,000	1,457,200	2,396,000	2,400,000	1,597,200
2,000,000	2,004,000	1,320,000	2,200,000	2,204,000	1,460,000	2,400,000	2,404,000	1,600,000
2,004,000	2,008,000	1,322,800	2,204,000	2,208,000	1,462,800	2,404,000	2,408,000	1,602,800
2,008,000	2,012,000	1,325,600	2,208,000	2,212,000	1,465,600	2,408,000	2,412,000	1,605,600
2,012,000	2,016,000	1,328,400	2,212,000	2,216,000	1,468,400	2,412,000	2,416,000	1,608,400
2,016,000	2,020,000	1,331,200	2,216,000	2,220,000	1,471,200	2,416,000	2,420,000	1,611,200
2,020,000	2,024,000	1,334,000	2,220,000	2,224,000	1,474,000	2,420,000	2,424,000	1,614,000
2,024,000	2,028,000	1,336,800	2,224,000	2,228,000	1,476,800	2,424,000	2,428,000	1,616,800
2,028,000	2,032,000	1,339,600	2,228,000	2,232,000	1,479,600	2,428,000	2,432,000	1,619,600
2,032,000	2,036,000	1,342,400	2,232,000	2,236,000	1,482,400	2,432,000	2,436,000	1,622,400
2,036,000	2,040,000	1,345,200	2,236,000	2,240,000	1,485,200	2,436,000	2,440,000	1,625,200
2,040,000	2,044,000	1,348,000	2,240,000	2,244,000	1,488,000	2,440,000	2,444,000	1,628,000
2,044,000	2,048,000	1,350,800	2,244,000	2,248,000	1,490,800	2,444,000	2,448,000	1,630,800
2,048,000	2,052,000	1,353,600	2,248,000	2,252,000	1,493,600	2,448,000	2,452,000	1,633,600
2,052,000	2,056,000	1,356,400	2,252,000	2,256,000	1,496,400	2,452,000	2,456,000	1,636,400
2,056,000	2,060,000	1,359,200	2,256,000	2,260,000	1,499,200	2,456,000	2,460,000	1,639,200

(二)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,460,000	2,464,000	1,642,000	2,660,000	2,664,000	1,782,000	2,860,000	2,864,000	1,922,000
2,464,000	2,468,000	1,644,800	2,664,000	2,668,000	1,784,800	2,864,000	2,868,000	1,924,800
2,468,000	2,472,000	1,647,600	2,668,000	2,672,000	1,787,600	2,868,000	2,872,000	1,927,600
2,472,000	2,476,000	1,650,400	2,672,000	2,676,000	1,790,400	2,872,000	2,876,000	1,930,400
2,476,000	2,480,000	1,653,200	2,676,000	2,680,000	1,793,200	2,876,000	2,880,000	1,933,200
2,480,000	2,484,000	1,656,000	2,680,000	2,684,000	1,796,000	2,880,000	2,884,000	1,936,000
2,484,000	2,488,000	1,658,800	2,684,000	2,688,000	1,798,800	2,884,000	2,888,000	1,938,800
2,488,000	2,492,000	1,661,600	2,688,000	2,692,000	1,801,600	2,888,000	2,892,000	1,941,600
2,492,000	2,496,000	1,664,400	2,692,000	2,696,000	1,804,400	2,892,000	2,896,000	1,944,400
2,496,000	2,500,000	1,667,200	2,696,000	2,700,000	1,807,200	2,896,000	2,900,000	1,947,200
2,500,000	2,504,000	1,670,000	2,700,000	2,704,000	1,810,000	2,900,000	2,904,000	1,950,000
2,504,000	2,508,000	1,672,800	2,704,000	2,708,000	1,812,800	2,904,000	2,908,000	1,952,800
2,508,000	2,512,000	1,675,600	2,708,000	2,712,000	1,815,600	2,908,000	2,912,000	1,955,600
2,512,000	2,516,000	1,678,400	2,712,000	2,716,000	1,818,400	2,912,000	2,916,000	1,958,400
2,516,000	2,520,000	1,681,200	2,716,000	2,720,000	1,821,200	2,916,000	2,920,000	1,961,200
2,520,000	2,524,000	1,684,000	2,720,000	2,724,000	1,824,000	2,920,000	2,924,000	1,964,000
2,524,000	2,528,000	1,686,800	2,724,000	2,728,000	1,826,800	2,924,000	2,928,000	1,966,800
2,528,000	2,532,000	1,689,600	2,728,000	2,732,000	1,829,600	2,928,000	2,932,000	1,969,600
2,532,000	2,536,000	1,692,400	2,732,000	2,736,000	1,832,400	2,932,000	2,936,000	1,972,400
2,536,000	2,540,000	1,695,200	2,736,000	2,740,000	1,835,200	2,936,000	2,940,000	1,975,200
2,540,000	2,544,000	1,698,000	2,740,000	2,744,000	1,838,000	2,940,000	2,944,000	1,978,000
2,544,000	2,548,000	1,700,800	2,744,000	2,748,000	1,840,800	2,944,000	2,948,000	1,980,800
2,548,000	2,552,000	1,703,600	2,748,000	2,752,000	1,843,600	2,948,000	2,952,000	1,983,600
2,552,000	2,556,000	1,706,400	2,752,000	2,756,000	1,846,400	2,952,000	2,956,000	1,986,400
2,556,000	2,560,000	1,709,200	2,756,000	2,760,000	1,849,200	2,956,000	2,960,000	1,989,200
2,560,000	2,564,000	1,712,000	2,760,000	2,764,000	1,852,000	2,960,000	2,964,000	1,992,000
2,564,000	2,568,000	1,714,800	2,764,000	2,768,000	1,854,800	2,964,000	2,968,000	1,994,800
2,568,000	2,572,000	1,717,600	2,768,000	2,772,000	1,857,600	2,968,000	2,972,000	1,997,600
2,572,000	2,576,000	1,720,400	2,772,000	2,776,000	1,860,400	2,972,000	2,976,000	2,000,400
2,576,000	2,580,000	1,723,200	2,776,000	2,780,000	1,863,200	2,976,000	2,980,000	2,003,200
2,580,000	2,584,000	1,726,000	2,780,000	2,784,000	1,866,000	2,980,000	2,984,000	2,006,000
2,584,000	2,588,000	1,728,800	2,784,000	2,788,000	1,868,800	2,984,000	2,988,000	2,008,800
2,588,000	2,592,000	1,731,600	2,788,000	2,792,000	1,871,600	2,988,000	2,992,000	2,011,600
2,592,000	2,596,000	1,734,400	2,792,000	2,796,000	1,874,400	2,992,000	2,996,000	2,014,400
2,596,000	2,600,000	1,737,200	2,796,000	2,800,000	1,877,200	2,996,000	3,000,000	2,017,200
2,600,000	2,604,000	1,740,000	2,800,000	2,804,000	1,880,000	3,000,000	3,004,000	2,020,000
2,604,000	2,608,000	1,742,800	2,804,000	2,808,000	1,882,800	3,004,000	3,008,000	2,022,800
2,608,000	2,612,000	1,745,600	2,808,000	2,812,000	1,885,600	3,008,000	3,012,000	2,025,600
2,612,000	2,616,000	1,748,400	2,812,000	2,816,000	1,888,400	3,012,000	3,016,000	2,028,400
2,616,000	2,620,000	1,751,200	2,816,000	2,820,000	1,891,200	3,016,000	3,020,000	2,031,200
2,620,000	2,624,000	1,754,000	2,820,000	2,824,000	1,894,000	3,020,000	3,024,000	2,034,000
2,624,000	2,628,000	1,756,800	2,824,000	2,828,000	1,896,800	3,024,000	3,028,000	2,036,800
2,628,000	2,632,000	1,759,600	2,828,000	2,832,000	1,899,600	3,028,000	3,032,000	2,039,600
2,632,000	2,636,000	1,762,400	2,832,000	2,836,000	1,902,400	3,032,000	3,036,000	2,042,400
2,636,000	2,640,000	1,765,200	2,836,000	2,840,000	1,905,200	3,036,000	3,040,000	2,045,200
2,640,000	2,644,000	1,768,000	2,840,000	2,844,000	1,908,000	3,040,000	3,044,000	2,048,000
2,644,000	2,648,000	1,770,800	2,844,000	2,848,000	1,910,800	3,044,000	3,048,000	2,050,800
2,648,000	2,652,000	1,773,600	2,848,000	2,852,000	1,913,600	3,048,000	3,052,000	2,053,600
2,652,000	2,656,000	1,776,400	2,852,000	2,856,000	1,916,400	3,052,000	3,056,000	2,056,400
2,656,000	2,660,000	1,779,200	2,856,000	2,860,000	1,919,200	3,056,000	3,060,000	2,059,200

(三)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,060,000	3,064,000	2,062,000	3,260,000	3,264,000	2,202,000	3,460,000	3,464,000	2,342,000
3,064,000	3,068,000	2,064,800	3,264,000	3,268,000	2,204,800	3,464,000	3,468,000	2,344,800
3,068,000	3,072,000	2,067,600	3,268,000	3,272,000	2,207,600	3,468,000	3,472,000	2,347,600
3,072,000	3,076,000	2,070,400	3,272,000	3,276,000	2,210,400	3,472,000	3,476,000	2,350,400
3,076,000	3,080,000	2,073,200	3,276,000	3,280,000	2,213,200	3,476,000	3,480,000	2,353,200
3,080,000	3,084,000	2,076,000	3,280,000	3,284,000	2,216,000	3,480,000	3,484,000	2,356,000
3,084,000	3,088,000	2,078,800	3,284,000	3,288,000	2,218,800	3,484,000	3,488,000	2,358,800
3,088,000	3,092,000	2,081,600	3,288,000	3,292,000	2,221,600	3,488,000	3,492,000	2,361,600
3,092,000	3,096,000	2,084,400	3,292,000	3,296,000	2,224,400	3,492,000	3,496,000	2,364,400
3,096,000	3,100,000	2,087,200	3,296,000	3,300,000	2,227,200	3,496,000	3,500,000	2,367,200
3,100,000	3,104,000	2,090,000	3,300,000	3,304,000	2,230,000	3,500,000	3,504,000	2,370,000
3,104,000	3,108,000	2,092,800	3,304,000	3,308,000	2,232,800	3,504,000	3,508,000	2,372,800
3,108,000	3,112,000	2,095,600	3,308,000	3,312,000	2,235,600	3,508,000	3,512,000	2,375,600
3,112,000	3,116,000	2,098,400	3,312,000	3,316,000	2,238,400	3,512,000	3,516,000	2,378,400
3,116,000	3,120,000	2,101,200	3,316,000	3,320,000	2,241,200	3,516,000	3,520,000	2,381,200
3,120,000	3,124,000	2,104,000	3,320,000	3,324,000	2,244,000	3,520,000	3,524,000	2,384,000
3,124,000	3,128,000	2,106,800	3,324,000	3,328,000	2,246,800	3,524,000	3,528,000	2,386,800
3,128,000	3,132,000	2,109,600	3,328,000	3,332,000	2,249,600	3,528,000	3,532,000	2,389,600
3,132,000	3,136,000	2,112,400	3,332,000	3,336,000	2,252,400	3,532,000	3,536,000	2,392,400
3,136,000	3,140,000	2,115,200	3,336,000	3,340,000	2,255,200	3,536,000	3,540,000	2,395,200
3,140,000	3,144,000	2,118,000	3,340,000	3,344,000	2,258,000	3,540,000	3,544,000	2,398,000
3,144,000	3,148,000	2,120,800	3,344,000	3,348,000	2,260,800	3,544,000	3,548,000	2,400,800
3,148,000	3,152,000	2,123,600	3,348,000	3,352,000	2,263,600	3,548,000	3,552,000	2,403,600
3,152,000	3,156,000	2,126,400	3,352,000	3,356,000	2,266,400	3,552,000	3,556,000	2,406,400
3,156,000	3,160,000	2,129,200	3,356,000	3,360,000	2,269,200	3,556,000	3,560,000	2,409,200
3,160,000	3,164,000	2,132,000	3,360,000	3,364,000	2,272,000	3,560,000	3,564,000	2,412,000
3,164,000	3,168,000	2,134,800	3,364,000	3,368,000	2,274,800	3,564,000	3,568,000	2,414,800
3,168,000	3,172,000	2,137,600	3,368,000	3,372,000	2,277,600	3,568,000	3,572,000	2,417,600
3,172,000	3,176,000	2,140,400	3,372,000	3,376,000	2,280,400	3,572,000	3,576,000	2,420,400
3,176,000	3,180,000	2,143,200	3,376,000	3,380,000	2,283,200	3,576,000	3,580,000	2,423,200
3,180,000	3,184,000	2,146,000	3,380,000	3,384,000	2,286,000	3,580,000	3,584,000	2,426,000
3,184,000	3,188,000	2,148,800	3,384,000	3,388,000	2,288,800	3,584,000	3,588,000	2,428,800
3,188,000	3,192,000	2,151,600	3,388,000	3,392,000	2,291,600	3,588,000	3,592,000	2,431,600
3,192,000	3,196,000	2,154,400	3,392,000	3,396,000	2,294,400	3,592,000	3,596,000	2,434,400
3,196,000	3,200,000	2,157,200	3,396,000	3,400,000	2,297,200	3,596,000	3,600,000	2,437,200
3,200,000	3,204,000	2,160,000	3,400,000	3,404,000	2,300,000	3,600,000	3,604,000	2,440,000
3,204,000	3,208,000	2,162,800	3,404,000	3,408,000	2,302,800	3,604,000	3,608,000	2,443,200
3,208,000	3,212,000	2,165,600	3,408,000	3,412,000	2,305,600	3,608,000	3,612,000	2,446,400
3,212,000	3,216,000	2,168,400	3,412,000	3,416,000	2,308,400	3,612,000	3,616,000	2,449,600
3,216,000	3,220,000	2,171,200	3,416,000	3,420,000	2,311,200	3,616,000	3,620,000	2,452,800
3,220,000	3,224,000	2,174,000	3,420,000	3,424,000	2,314,000	3,620,000	3,624,000	2,456,000
3,224,000	3,228,000	2,176,800	3,424,000	3,428,000	2,316,800	3,624,000	3,628,000	2,459,200
3,228,000	3,232,000	2,179,600	3,428,000	3,432,000	2,319,600	3,628,000	3,632,000	2,462,400
3,232,000	3,236,000	2,182,400	3,432,000	3,436,000	2,322,400	3,632,000	3,636,000	2,465,600
3,236,000	3,240,000	2,185,200	3,436,000	3,440,000	2,325,200	3,636,000	3,640,000	2,468,800
3,240,000	3,244,000	2,188,000	3,440,000	3,444,000	2,328,000	3,640,000	3,644,000	2,472,000
3,244,000	3,248,000	2,190,800	3,444,000	3,448,000	2,330,800	3,644,000	3,648,000	2,475,200
3,248,000	3,252,000	2,193,600	3,448,000	3,452,000	2,333,600	3,648,000	3,652,000	2,478,400
3,252,000	3,256,000	2,196,400	3,452,000	3,456,000	2,336,400	3,652,000	3,656,000	2,481,600
3,256,000	3,260,000	2,199,200	3,456,000	3,460,000	2,339,200	3,656,000	3,660,000	2,484,800

(四)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,660,000	3,664,000	2,488,000	3,860,000	3,864,000	2,648,000	4,060,000	4,064,000	2,808,000
3,664,000	3,668,000	2,491,200	3,864,000	3,868,000	2,651,200	4,064,000	4,068,000	2,811,200
3,668,000	3,672,000	2,494,400	3,868,000	3,872,000	2,654,400	4,068,000	4,072,000	2,814,400
3,672,000	3,676,000	2,497,600	3,872,000	3,876,000	2,657,600	4,072,000	4,076,000	2,817,600
3,676,000	3,680,000	2,500,800	3,876,000	3,880,000	2,660,800	4,076,000	4,080,000	2,820,800
3,680,000	3,684,000	2,504,000	3,880,000	3,884,000	2,664,000	4,080,000	4,084,000	2,824,000
3,684,000	3,688,000	2,507,200	3,884,000	3,888,000	2,667,200	4,084,000	4,088,000	2,827,200
3,688,000	3,692,000	2,510,400	3,888,000	3,892,000	2,670,400	4,088,000	4,092,000	2,830,400
3,692,000	3,696,000	2,513,600	3,892,000	3,896,000	2,673,600	4,092,000	4,096,000	2,833,600
3,696,000	3,700,000	2,516,800	3,896,000	3,900,000	2,676,800	4,096,000	4,100,000	2,836,800
3,700,000	3,704,000	2,520,000	3,900,000	3,904,000	2,680,000	4,100,000	4,104,000	2,840,000
3,704,000	3,708,000	2,523,200	3,904,000	3,908,000	2,683,200	4,104,000	4,108,000	2,843,200
3,708,000	3,712,000	2,526,400	3,908,000	3,912,000	2,686,400	4,108,000	4,112,000	2,846,400
3,712,000	3,716,000	2,529,600	3,912,000	3,916,000	2,689,600	4,112,000	4,116,000	2,849,600
3,716,000	3,720,000	2,532,800	3,916,000	3,920,000	2,692,800	4,116,000	4,120,000	2,852,800
3,720,000	3,724,000	2,536,000	3,920,000	3,924,000	2,696,000	4,120,000	4,124,000	2,856,000
3,724,000	3,728,000	2,539,200	3,924,000	3,928,000	2,699,200	4,124,000	4,128,000	2,859,200
3,728,000	3,732,000	2,542,400	3,928,000	3,932,000	2,702,400	4,128,000	4,132,000	2,862,400
3,732,000	3,736,000	2,545,600	3,932,000	3,936,000	2,705,600	4,132,000	4,136,000	2,865,600
3,736,000	3,740,000	2,548,800	3,936,000	3,940,000	2,708,800	4,136,000	4,140,000	2,868,800
3,740,000	3,744,000	2,552,000	3,940,000	3,944,000	2,712,000	4,140,000	4,144,000	2,872,000
3,744,000	3,748,000	2,555,200	3,944,000	3,948,000	2,715,200	4,144,000	4,148,000	2,875,200
3,748,000	3,752,000	2,558,400	3,948,000	3,952,000	2,718,400	4,148,000	4,152,000	2,878,400
3,752,000	3,756,000	2,561,600	3,952,000	3,956,000	2,721,600	4,152,000	4,156,000	2,881,600
3,756,000	3,760,000	2,564,800	3,956,000	3,960,000	2,724,800	4,156,000	4,160,000	2,884,800
3,760,000	3,764,000	2,568,000	3,960,000	3,964,000	2,728,000	4,160,000	4,164,000	2,888,000
3,764,000	3,768,000	2,571,200	3,964,000	3,968,000	2,731,200	4,164,000	4,168,000	2,891,200
3,768,000	3,772,000	2,574,400	3,968,000	3,972,000	2,734,400	4,168,000	4,172,000	2,894,400
3,772,000	3,776,000	2,577,600	3,972,000	3,976,000	2,737,600	4,172,000	4,176,000	2,897,600
3,776,000	3,780,000	2,580,800	3,976,000	3,980,000	2,740,800	4,176,000	4,180,000	2,900,800
3,780,000	3,784,000	2,584,000	3,980,000	3,984,000	2,744,000	4,180,000	4,184,000	2,904,000
3,784,000	3,788,000	2,587,200	3,984,000	3,988,000	2,747,200	4,184,000	4,188,000	2,907,200
3,788,000	3,792,000	2,590,400	3,988,000	3,992,000	2,750,400	4,188,000	4,192,000	2,910,400
3,792,000	3,796,000	2,593,600	3,992,000	3,996,000	2,753,600	4,192,000	4,196,000	2,913,600
3,796,000	3,800,000	2,596,800	3,996,000	4,000,000	2,756,800	4,196,000	4,200,000	2,916,800
3,800,000	3,804,000	2,600,000	4,000,000	4,004,000	2,760,000	4,200,000	4,204,000	2,920,000
3,804,000	3,808,000	2,603,200	4,004,000	4,008,000	2,763,200	4,204,000	4,208,000	2,923,200
3,808,000	3,812,000	2,606,400	4,008,000	4,012,000	2,766,400	4,208,000	4,212,000	2,926,400
3,812,000	3,816,000	2,609,600	4,012,000	4,016,000	2,769,600	4,212,000	4,216,000	2,929,600
3,816,000	3,820,000	2,612,800	4,016,000	4,020,000	2,772,800	4,216,000	4,220,000	2,932,800
3,820,000	3,824,000	2,616,000	4,020,000	4,024,000	2,776,000	4,220,000	4,224,000	2,936,000
3,824,000	3,828,000	2,619,200	4,024,000	4,028,000	2,779,200	4,224,000	4,228,000	2,939,200
3,828,000	3,832,000	2,622,400	4,028,000	4,032,000	2,782,400	4,228,000	4,232,000	2,942,400
3,832,000	3,836,000	2,625,600	4,032,000	4,036,000	2,785,600	4,232,000	4,236,000	2,945,600
3,836,000	3,840,000	2,628,800	4,036,000	4,040,000	2,788,800	4,236,000	4,240,000	2,948,800
3,840,000	3,844,000	2,632,000	4,040,000	4,044,000	2,792,000	4,240,000	4,244,000	2,952,000
3,844,000	3,848,000	2,635,200	4,044,000	4,048,000	2,795,200	4,244,000	4,248,000	2,955,200
3,848,000	3,852,000	2,638,400	4,048,000	4,052,000	2,798,400	4,248,000	4,252,000	2,958,400
3,852,000	3,856,000	2,641,600	4,052,000	4,056,000	2,801,600	4,252,000	4,256,000	2,961,600
3,856,000	3,860,000	2,644,800	4,056,000	4,060,000	2,804,800	4,256,000	4,260,000	2,964,800

(五)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額			
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,260,000	4,264,000	2,968,000	4,460,000	4,464,000	3,128,000	4,660,000	4,664,000	3,288,000			
4,264,000	4,268,000	2,971,200	4,464,000	4,468,000	3,131,200	4,664,000	4,668,000	3,291,200			
4,268,000	4,272,000	2,974,400	4,468,000	4,472,000	3,134,400	4,668,000	4,672,000	3,294,400			
4,272,000	4,276,000	2,977,600	4,472,000	4,476,000	3,137,600	4,672,000	4,676,000	3,297,600			
4,276,000	4,280,000	2,980,800	4,476,000	4,480,000	3,140,800	4,676,000	4,680,000	3,300,800			
4,280,000	4,284,000	2,984,000	4,480,000	4,484,000	3,144,000	4,680,000	4,684,000	3,304,000			
4,284,000	4,288,000	2,987,200	4,484,000	4,488,000	3,147,200	4,684,000	4,688,000	3,307,200			
4,288,000	4,292,000	2,990,400	4,488,000	4,492,000	3,150,400	4,688,000	4,692,000	3,310,400			
4,292,000	4,296,000	2,993,600	4,492,000	4,496,000	3,153,600	4,692,000	4,696,000	3,313,600			
4,296,000	4,300,000	2,996,800	4,496,000	4,500,000	3,156,800	4,696,000	4,700,000	3,316,800			
4,300,000	4,304,000	3,000,000	4,500,000	4,504,000	3,160,000	4,700,000	4,704,000	3,320,000			
4,304,000	4,308,000	3,003,200	4,504,000	4,508,000	3,163,200	4,704,000	4,708,000	3,323,200			
4,308,000	4,312,000	3,006,400	4,508,000	4,512,000	3,166,400	4,708,000	4,712,000	3,326,400			
4,312,000	4,316,000	3,009,600	4,512,000	4,516,000	3,169,600	4,712,000	4,716,000	3,329,600			
4,316,000	4,320,000	3,012,800	4,516,000	4,520,000	3,172,800	4,716,000	4,720,000	3,332,800			
4,320,000	4,324,000	3,016,000	4,520,000	4,524,000	3,176,000	4,720,000	4,724,000	3,336,000			
4,324,000	4,328,000	3,019,200	4,524,000	4,528,000	3,179,200	4,724,000	4,728,000	3,339,200			
4,328,000	4,332,000	3,022,400	4,528,000	4,532,000	3,182,400	4,728,000	4,732,000	3,342,400			
4,332,000	4,336,000	3,025,600	4,532,000	4,536,000	3,185,600	4,732,000	4,736,000	3,345,600			
4,336,000	4,340,000	3,028,800	4,536,000	4,540,000	3,188,800	4,736,000	4,740,000	3,348,800			
4,340,000	4,344,000	3,032,000	4,540,000	4,544,000	3,192,000	4,740,000	4,744,000	3,352,000			
4,344,000	4,348,000	3,035,200	4,544,000	4,548,000	3,195,200	4,744,000	4,748,000	3,355,200			
4,348,000	4,352,000	3,038,400	4,548,000	4,552,000	3,198,400	4,748,000	4,752,000	3,358,400			
4,352,000	4,356,000	3,041,600	4,552,000	4,556,000	3,201,600	4,752,000	4,756,000	3,361,600			
4,356,000	4,360,000	3,044,800	4,556,000	4,560,000	3,204,800	4,756,000	4,760,000	3,364,800			
4,360,000	4,364,000	3,048,000	4,560,000	4,564,000	3,208,000	4,760,000	4,764,000	3,368,000			
4,364,000	4,368,000	3,051,200	4,564,000	4,568,000	3,211,200	4,764,000	4,768,000	3,371,200			
4,368,000	4,372,000	3,054,400	4,568,000	4,572,000	3,214,400	4,768,000	4,772,000	3,374,400			
4,372,000	4,376,000	3,057,600	4,572,000	4,576,000	3,217,600	4,772,000	4,776,000	3,377,600			
4,376,000	4,380,000	3,060,800	4,576,000	4,580,000	3,220,800	4,776,000	4,780,000	3,380,800			
4,380,000	4,384,000	3,064,000	4,580,000	4,584,000	3,224,000	4,780,000	4,784,000	3,384,000			
4,384,000	4,388,000	3,067,200	4,584,000	4,588,000	3,227,200	4,784,000	4,788,000	3,387,200			
4,388,000	4,392,000	3,070,400	4,588,000	4,592,000	3,230,400	4,788,000	4,792,000	3,390,400			
4,392,000	4,396,000	3,073,600	4,592,000	4,596,000	3,233,600	4,792,000	4,796,000	3,393,600			
4,396,000	4,400,000	3,076,800	4,596,000	4,600,000	3,236,800	4,796,000	4,800,000	3,396,800			
4,400,000	4,404,000	3,080,000	4,600,000	4,604,000	3,240,000	4,800,000	4,804,000	3,400,000			
4,404,000	4,408,000	3,083,200	4,604,000	4,608,000	3,243,200	4,804,000	4,808,000	3,403,200			
4,408,000	4,412,000	3,086,400	4,608,000	4,612,000	3,246,400	4,808,000	4,812,000	3,406,400			
4,412,000	4,416,000	3,089,600	4,612,000	4,616,000	3,249,600	4,812,000	4,816,000	3,409,600			
4,416,000	4,420,000	3,092,800	4,616,000	4,620,000	3,252,800	4,816,000	4,820,000	3,412,800			
4,420,000	4,424,000	3,096,000	4,620,000	4,624,000	3,256,000	4,820,000	4,824,000	3,416,000			
4,424,000	4,428,000	3,099,200	4,624,000	4,628,000	3,259,200	4,824,000	4,828,000	3,419,200			
4,428,000	4,432,000	3,102,400	4,628,000	4,632,000	3,262,400	4,828,000	4,832,000	3,422,400			
4,432,000	4,436,000	3,105,600	4,632,000	4,636,000	3,265,600	4,832,000	4,836,000	3,425,600			
4,436,000	4,440,000	3,108,800	4,636,000	4,640,000	3,268,800	4,836,000	4,840,000	3,428,800			
4,440,000	4,444,000	3,112,000	4,640,000	4,644,000	3,272,000	4,840,000	4,844,000	3,432,000			
4,444,000	4,448,000	3,115,200	4,644,000	4,648,000	3,275,200	4,844,000	4,848,000	3,435,200			
4,448,000	4,452,000	3,118,400	4,648,000	4,652,000	3,278,400	4,848,000	4,852,000	3,438,400			
4,452,000	4,456,000	3,121,600	4,652,000	4,656,000	3,281,600	4,852,000	4,856,000	3,441,600			
4,456,000	4,460,000	3,124,800	4,656,000	4,660,000	3,284,800	4,856,000	4,860,000	3,444,800			

(六)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控			
		除後の給与			除後の給与			除後の給与			
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,860,000	4,864,000	3,448,000	5,060,000	5,064,000	3,608,000	5,260,000	5,264,000	3,768,000			
4,864,000	4,868,000	3,451,200	5,064,000	5,068,000	3,611,200	5,264,000	5,268,000	3,771,200			
4,868,000	4,872,000	3,454,400	5,068,000	5,072,000	3,614,400	5,268,000	5,272,000	3,774,400			
4,872,000	4,876,000	3,457,600	5,072,000	5,076,000	3,617,600	5,272,000	5,276,000	3,777,600			
4,876,000	4,880,000	3,460,800	5,076,000	5,080,000	3,620,800	5,276,000	5,280,000	3,780,800			
4,880,000	4,884,000	3,464,000	5,080,000	5,084,000	3,624,000	5,280,000	5,284,000	3,784,000			
4,884,000	4,888,000	3,467,200	5,084,000	5,088,000	3,627,200	5,284,000	5,288,000	3,787,200			
4,888,000	4,892,000	3,470,400	5,088,000	5,092,000	3,630,400	5,288,000	5,292,000	3,790,400			
4,892,000	4,896,000	3,473,600	5,092,000	5,096,000	3,633,600	5,292,000	5,296,000	3,793,600			
4,896,000	4,900,000	3,476,800	5,096,000	5,100,000	3,636,800	5,296,000	5,300,000	3,796,800			
4,900,000	4,904,000	3,480,000	5,100,000	5,104,000	3,640,000	5,300,000	5,304,000	3,800,000			
4,904,000	4,908,000	3,483,200	5,104,000	5,108,000	3,643,200	5,304,000	5,308,000	3,803,200			
4,908,000	4,912,000	3,486,400	5,108,000	5,112,000	3,646,400	5,308,000	5,312,000	3,806,400			
4,912,000	4,916,000	3,489,600	5,112,000	5,116,000	3,649,600	5,312,000	5,316,000	3,809,600			
4,916,000	4,920,000	3,492,800	5,116,000	5,120,000	3,652,800	5,316,000	5,320,000	3,812,800			
4,920,000	4,924,000	3,496,000	5,120,000	5,124,000	3,656,000	5,320,000	5,324,000	3,816,000			
4,924,000	4,928,000	3,499,200	5,124,000	5,128,000	3,659,200	5,324,000	5,328,000	3,819,200			
4,928,000	4,932,000	3,502,400	5,128,000	5,132,000	3,662,400	5,328,000	5,332,000	3,822,400			
4,932,000	4,936,000	3,505,600	5,132,000	5,136,000	3,665,600	5,332,000	5,336,000	3,825,600			
4,936,000	4,940,000	3,508,800	5,136,000	5,140,000	3,668,800	5,336,000	5,340,000	3,828,800			
4,940,000	4,944,000	3,512,000	5,140,000	5,144,000	3,672,000	5,340,000	5,344,000	3,832,000			
4,944,000	4,948,000	3,515,200	5,144,000	5,148,000	3,675,200	5,344,000	5,348,000	3,835,200			
4,948,000	4,952,000	3,518,400	5,148,000	5,152,000	3,678,400	5,348,000	5,352,000	3,838,400			
4,952,000	4,956,000	3,521,600	5,152,000	5,156,000	3,681,600	5,352,000	5,356,000	3,841,600			
4,956,000	4,960,000	3,524,800	5,156,000	5,160,000	3,684,800	5,356,000	5,360,000	3,844,800			
4,960,000	4,964,000	3,528,000	5,160,000	5,164,000	3,688,000	5,360,000	5,364,000	3,848,000			
4,964,000	4,968,000	3,531,200	5,164,000	5,168,000	3,691,200	5,364,000	5,368,000	3,851,200			
4,968,000	4,972,000	3,534,400	5,168,000	5,172,000	3,694,400	5,368,000	5,372,000	3,854,400			
4,972,000	4,976,000	3,537,600	5,172,000	5,176,000	3,697,600	5,372,000	5,376,000	3,857,600			
4,976,000	4,980,000	3,540,800	5,176,000	5,180,000	3,700,800	5,376,000	5,380,000	3,860,800			
4,980,000	4,984,000	3,544,000	5,180,000	5,184,000	3,704,000	5,380,000	5,384,000	3,864,000			
4,984,000	4,988,000	3,547,200	5,184,000	5,188,000	3,707,200	5,384,000	5,388,000	3,867,200			
4,988,000	4,992,000	3,550,400	5,188,000	5,192,000	3,710,400	5,388,000	5,392,000	3,870,400			
4,992,000	4,996,000	3,553,600	5,192,000	5,196,000	3,713,600	5,392,000	5,396,000	3,873,600			
4,996,000	5,000,000	3,556,800	5,196,000	5,200,000	3,716,800	5,396,000	5,400,000	3,876,800			
5,000,000	5,004,000	3,560,000	5,200,000	5,204,000	3,720,000	5,400,000	5,404,000	3,880,000			
5,004,000	5,008,000	3,563,200	5,204,000	5,208,000	3,723,200	5,404,000	5,408,000	3,883,200			
5,008,000	5,012,000	3,566,400	5,208,000	5,212,000	3,726,400	5,408,000	5,412,000	3,886,400			
5,012,000	5,016,000	3,569,600	5,212,000	5,216,000	3,729,600	5,412,000	5,416,000	3,889,600			
5,016,000	5,020,000	3,572,800	5,216,000	5,220,000	3,732,800	5,416,000	5,420,000	3,892,800			
5,020,000	5,024,000	3,576,000	5,220,000	5,224,000	3,736,000	5,420,000	5,424,000	3,896,000			
5,024,000	5,028,000	3,579,200	5,224,000	5,228,000	3,739,200	5,424,000	5,428,000	3,899,200			
5,028,000	5,032,000	3,582,400	5,228,000	5,232,000	3,742,400	5,428,000	5,432,000	3,902,400			
5,032,000	5,036,000	3,585,600	5,232,000	5,236,000	3,745,600	5,432,000	5,436,000	3,905,600			
5,036,000	5,040,000	3,588,800	5,236,000	5,240,000	3,748,800	5,436,000	5,440,000	3,908,800			
5,040,000	5,044,000	3,592,000	5,240,000	5,244,000	3,752,000	5,440,000	5,444,000	3,912,000			
5,044,000	5,048,000	3,595,200	5,244,000	5,248,000	3,755,200	5,444,000	5,448,000	3,915,200			
5,048,000	5,052,000	3,598,400	5,248,000	5,252,000	3,758,400	5,448,000	5,452,000	3,918,400			
5,052,000	5,056,000	3,601,600	5,252,000	5,256,000	3,761,600	5,452,000	5,456,000	3,921,600			
5,056,000	5,060,000	3,604,800	5,256,000	5,260,000	3,764,800	5,456,000	5,460,000	3,924,800			

(七)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,460,000	5,464,000	3,928,000	5,660,000	5,664,000	4,088,000	5,860,000	5,864,000	4,248,000
5,464,000	5,468,000	3,931,200	5,664,000	5,668,000	4,091,200	5,864,000	5,868,000	4,251,200
5,468,000	5,472,000	3,934,400	5,668,000	5,672,000	4,094,400	5,868,000	5,872,000	4,254,400
5,472,000	5,476,000	3,937,600	5,672,000	5,676,000	4,097,600	5,872,000	5,876,000	4,257,600
5,476,000	5,480,000	3,940,800	5,676,000	5,680,000	4,100,800	5,876,000	5,880,000	4,260,800
5,480,000	5,484,000	3,944,000	5,680,000	5,684,000	4,104,000	5,880,000	5,884,000	4,264,000
5,484,000	5,488,000	3,947,200	5,684,000	5,688,000	4,107,200	5,884,000	5,888,000	4,267,200
5,488,000	5,492,000	3,950,400	5,688,000	5,692,000	4,110,400	5,888,000	5,892,000	4,270,400
5,492,000	5,496,000	3,953,600	5,692,000	5,696,000	4,113,600	5,892,000	5,896,000	4,273,600
5,496,000	5,500,000	3,956,800	5,696,000	5,700,000	4,116,800	5,896,000	5,900,000	4,276,800
5,500,000	5,504,000	3,960,000	5,700,000	5,704,000	4,120,000	5,900,000	5,904,000	4,280,000
5,504,000	5,508,000	3,963,200	5,704,000	5,708,000	4,123,200	5,904,000	5,908,000	4,283,200
5,508,000	5,512,000	3,966,400	5,708,000	5,712,000	4,126,400	5,908,000	5,912,000	4,286,400
5,512,000	5,516,000	3,969,600	5,712,000	5,716,000	4,129,600	5,912,000	5,916,000	4,289,600
5,516,000	5,520,000	3,972,800	5,716,000	5,720,000	4,132,800	5,916,000	5,920,000	4,292,800
5,520,000	5,524,000	3,976,000	5,720,000	5,724,000	4,136,000	5,920,000	5,924,000	4,296,000
5,524,000	5,528,000	3,979,200	5,724,000	5,728,000	4,139,200	5,924,000	5,928,000	4,299,200
5,528,000	5,532,000	3,982,400	5,728,000	5,732,000	4,142,400	5,928,000	5,932,000	4,302,400
5,532,000	5,536,000	3,985,600	5,732,000	5,736,000	4,145,600	5,932,000	5,936,000	4,305,600
5,536,000	5,540,000	3,988,800	5,736,000	5,740,000	4,148,800	5,936,000	5,940,000	4,308,800
5,540,000	5,544,000	3,992,000	5,740,000	5,744,000	4,152,000	5,940,000	5,944,000	4,312,000
5,544,000	5,548,000	3,995,200	5,744,000	5,748,000	4,155,200	5,944,000	5,948,000	4,315,200
5,548,000	5,552,000	3,998,400	5,748,000	5,752,000	4,158,400	5,948,000	5,952,000	4,318,400
5,552,000	5,556,000	4,001,600	5,752,000	5,756,000	4,161,600	5,952,000	5,956,000	4,321,600
5,556,000	5,560,000	4,004,800	5,756,000	5,760,000	4,164,800	5,956,000	5,960,000	4,324,800
5,560,000	5,564,000	4,008,000	5,760,000	5,764,000	4,168,000	5,960,000	5,964,000	4,328,000
5,564,000	5,568,000	4,011,200	5,764,000	5,768,000	4,171,200	5,964,000	5,968,000	4,331,200
5,568,000	5,572,000	4,014,400	5,768,000	5,772,000	4,174,400	5,968,000	5,972,000	4,334,400
5,572,000	5,576,000	4,017,600	5,772,000	5,776,000	4,177,600	5,972,000	5,976,000	4,337,600
5,576,000	5,580,000	4,020,800	5,776,000	5,780,000	4,180,800	5,976,000	5,980,000	4,340,800
5,580,000	5,584,000	4,024,000	5,780,000	5,784,000	4,184,000	5,980,000	5,984,000	4,344,000
5,584,000	5,588,000	4,027,200	5,784,000	5,788,000	4,187,200	5,984,000	5,988,000	4,347,200
5,588,000	5,592,000	4,030,400	5,788,000	5,792,000	4,190,400	5,988,000	5,992,000	4,350,400
5,592,000	5,596,000	4,033,600	5,792,000	5,796,000	4,193,600	5,992,000	5,996,000	4,353,600
5,596,000	5,600,000	4,036,800	5,796,000	5,800,000	4,196,800	5,996,000	6,000,000	4,356,800
5,600,000	5,604,000	4,040,000	5,800,000	5,804,000	4,200,000	6,000,000	6,004,000	4,360,000
5,604,000	5,608,000	4,043,200	5,804,000	5,808,000	4,203,200	6,004,000	6,008,000	4,363,200
5,608,000	5,612,000	4,046,400	5,808,000	5,812,000	4,206,400	6,008,000	6,012,000	4,366,400
5,612,000	5,616,000	4,049,600	5,812,000	5,816,000	4,209,600	6,012,000	6,016,000	4,369,600
5,616,000	5,620,000	4,052,800	5,816,000	5,820,000	4,212,800	6,016,000	6,020,000	4,372,800
5,620,000	5,624,000	4,056,000	5,820,000	5,824,000	4,216,000	6,020,000	6,024,000	4,376,000
5,624,000	5,628,000	4,059,200	5,824,000	5,828,000	4,219,200	6,024,000	6,028,000	4,379,200
5,628,000	5,632,000	4,062,400	5,828,000	5,832,000	4,222,400	6,028,000	6,032,000	4,382,400
5,632,000	5,636,000	4,065,600	5,832,000	5,836,000	4,225,600	6,032,000	6,036,000	4,385,600
5,636,000	5,640,000	4,068,800	5,836,000	5,840,000	4,228,800	6,036,000	6,040,000	4,388,800
5,640,000	5,644,000	4,072,000	5,840,000	5,844,000	4,232,000	6,040,000	6,044,000	4,392,000
5,644,000	5,648,000	4,075,200	5,844,000	5,848,000	4,235,200	6,044,000	6,048,000	4,395,200
5,648,000	5,652,000	4,078,400	5,848,000	5,852,000	4,238,400	6,048,000	6,052,000	4,398,400
5,652,000	5,656,000	4,081,600	5,852,000	5,856,000	4,241,600	6,052,000	6,056,000	4,401,600
5,656,000	5,660,000	4,084,800	5,856,000	5,860,000	4,244,800	6,056,000	6,060,000	4,404,800

(八)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		未	満		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,060,000	6,064,000	4,408,000	6,260,000	6,264,000	4,568,000	6,460,000	6,464,000	4,728,000
6,064,000	6,068,000	4,411,200	6,264,000	6,268,000	4,571,200	6,464,000	6,468,000	4,731,200
6,068,000	6,072,000	4,414,400	6,268,000	6,272,000	4,574,400	6,468,000	6,472,000	4,734,400
6,072,000	6,076,000	4,417,600	6,272,000	6,276,000	4,577,600	6,472,000	6,476,000	4,737,600
6,076,000	6,080,000	4,420,800	6,276,000	6,280,000	4,580,800	6,476,000	6,480,000	4,740,800
6,080,000	6,084,000	4,424,000	6,280,000	6,284,000	4,584,000	6,480,000	6,484,000	4,744,000
6,084,000	6,088,000	4,427,200	6,284,000	6,288,000	4,587,200	6,484,000	6,488,000	4,747,200
6,088,000	6,092,000	4,430,400	6,288,000	6,292,000	4,590,400	6,488,000	6,492,000	4,750,400
6,092,000	6,096,000	4,433,600	6,292,000	6,296,000	4,593,600	6,492,000	6,496,000	4,753,600
6,096,000	6,100,000	4,436,800	6,296,000	6,300,000	4,596,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800
6,100,000	6,104,000	4,440,000	6,300,000	6,304,000	4,600,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000
6,104,000	6,108,000	4,443,200	6,304,000	6,308,000	4,603,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200
6,108,000	6,112,000	4,446,400	6,308,000	6,312,000	4,606,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400
6,112,000	6,116,000	4,449,600	6,312,000	6,316,000	4,609,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600
6,116,000	6,120,000	4,452,800	6,316,000	6,320,000	4,612,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800
6,120,000	6,124,000	4,456,000	6,320,000	6,324,000	4,616,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000
6,124,000	6,128,000	4,459,200	6,324,000	6,328,000	4,619,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200
6,128,000	6,132,000	4,462,400	6,328,000	6,332,000	4,622,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400
6,132,000	6,136,000	4,465,600	6,332,000	6,336,000	4,625,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600
6,136,000	6,140,000	4,468,800	6,336,000	6,340,000	4,628,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800
6,140,000	6,144,000	4,472,000	6,340,000	6,344,000	4,632,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000
6,144,000	6,148,000	4,475,200	6,344,000	6,348,000	4,635,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200
6,148,000	6,152,000	4,478,400	6,348,000	6,352,000	4,638,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400
6,152,000	6,156,000	4,481,600	6,352,000	6,356,000	4,641,600	6,552,000	6,556,000	4,801,600
6,156,000	6,160,000	4,484,800	6,356,000	6,360,000	4,644,800	6,556,000	6,560,000	4,804,800
6,160,000	6,164,000	4,488,000	6,360,000	6,364,000	4,648,000	6,560,000	6,564,000	4,808,000
6,164,000	6,168,000	4,491,200	6,364,000	6,368,000	4,651,200	6,564,000	6,568,000	4,811,200
6,168,000	6,172,000	4,494,400	6,368,000	6,372,000	4,654,400	6,568,000	6,572,000	4,814,400
6,172,000	6,176,000	4,497,600	6,372,000	6,376,000	4,657,600	6,572,000	6,576,000	4,817,600
6,176,000	6,180,000	4,500,800	6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,576,000	6,580,000	4,820,800
6,180,000	6,184,000	4,504,000	6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,580,000	6,584,000	4,824,000
6,184,000	6,188,000	4,507,200	6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,584,000	6,588,000	4,827,200
6,188,000	6,192,000	4,510,400	6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,588,000	6,592,000	4,830,400
6,192,000	6,196,000	4,513,600	6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,592,000	6,596,000	4,833,600
6,196,000	6,200,000	4,516,800	6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,596,000	6,600,000	4,836,800
6,200,000	6,204,000	4,520,000	6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,600,000	8,500,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,100,000円を控 除した金額
6,204,000	6,208,000	4,523,200	6,404,000	6,408,000	4,683,200			
6,208,000	6,212,000	4,526,400	6,408,000	6,412,000	4,686,400			
6,212,000	6,216,000	4,529,600	6,412,000	6,416,000	4,689,600			
6,216,000	6,220,000	4,532,800	6,416,000	6,420,000	4,692,800			
6,220,000	6,224,000	4,536,000	6,420,000	6,424,000	4,696,000	8,500,000	20,000,000	給与等の金額か ら1,950,000円を 控除した金額
6,224,000	6,228,000	4,539,200	6,424,000	6,428,000	4,699,200			
6,228,000	6,232,000	4,542,400	6,428,000	6,432,000	4,702,400			
6,232,000	6,236,000	4,545,600	6,432,000	6,436,000	4,705,600			
6,236,000	6,240,000	4,548,800	6,436,000	6,440,000	4,708,800			
6,240,000	6,244,000	4,552,000	6,440,000	6,444,000	4,712,000	20,000,000円		18,050,000円
6,244,000	6,248,000	4,555,200	6,444,000	6,448,000	4,715,200			
6,248,000	6,252,000	4,558,400	6,448,000	6,452,000	4,718,400			
6,252,000	6,256,000	4,561,600	6,452,000	6,456,000	4,721,600			
6,256,000	6,260,000	4,564,800	6,456,000	6,460,000	4,724,800			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

8-2 年金控除額

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下				
年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額		(b) 公的年金等に係る雑所得の金額	
65 歳未満	60 万円以下		0 円	
	60 万円超	130 万円未満	収入金額の合計額	- 60 万円
	130 万円以上	410 万円未満	収入金額の合計額	× 0.75 - 27 万 5 千円
	410 万円以上	770 万円未満	収入金額の合計額	× 0.85 - 68 万 5 千円
	770 万円以上	1,000 万円未満	収入金額の合計額	× 0.95 - 145 万 5 千円
	1,000 万円以上		収入金額の合計額	- 195 万 5 千円
65 歳以上	110 万円以下		0 円	
	110 万円超	330 万円未満	収入金額の合計額	- 110 万円
	330 万円以上	410 万円未満	収入金額の合計額	× 0.75 - 27 万 5 千円
	410 万円以上	770 万円未満	収入金額の合計額	× 0.85 - 68 万 5 千円
	770 万円以上	1,000 万円未満	収入金額の合計額	× 0.95 - 145 万 5 千円
	1,000 万円以上		収入金額の合計額	- 195 万 5 千円

※合計所得金額が 1000 万円超の場合については割愛します。

施行：平成 12. 8. 7

改正施行：

平成	13. 6. 4	13. 6. 14	14. 5. 31	15. 4. 1	16. 4. 1	17. 4. 1
	17. 6. 1	18. 4. 1	18. 10. 1	20. 4. 1	21. 4. 1	22. 4. 1
	23. 4. 1	24. 4. 1	27. 4. 1	27. 5. 11	29. 4. 1	30. 4. 1
	31. 4. 1					
令和	2. 4. 1	3. 4. 1	4. 4. 1	5. 4. 1	6. 4. 1	6. 8. 8
	7. 9. 25					